

INFORMATION / JAPAN ICOMOS

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES JAPANESE NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会

CONTENTS ♣

就任のご挨拶

前野まさる 01

Inaugural Address of the Director
Masaru MAENO

2000 年次第 5 回(臨時)理事会(拡大理事会)報告

石井 昭 02

Report on the Fifth Meeting of the Board, Year 2000
Akira ISHII

2000 年次第 6 回理事会 (拡大理事会) 報告

石井 昭 04

Report on the Sixth Meeting of the Board, Year 2000
Akira ISHII

日本イコモス国内委員会 2000 年次総会記録

石井 昭 06

Record of the Plenary Session of the Year 2000
Akira ISHII

2001 年次第 1 回理事会 (拡大理事会) 報告

山田幸正 + 前野まさる 18

Report of the First Meeting of the Board, 2001
Yukimasa YAMADA, Masaru MAENO

Intangible Heritage をめぐる討論

— 2002 年のイコモス総会に向けて

大河 直躬 21

A Discussion on Intangible Heritage — for 2002 ICOMOS General Meeting
Naomi Okawa

無形文化財と Intangible Heritage

西村 幸夫 23

Japanese Term “Mukei-Bunkazai” and Intangible Heritage
Yukio NISHIMURA

「日本の有形文化財における無形的価値」 - 沖縄の事例報告

益田 兼房 24

The Intangible Dimension in the Tangible Heritage
Kanefusa MASUDA

韓国イコモス主催

「世界遺産に係るモニタリング・ワークショップ」に出席して

下間 久美子 27

Report of the Monitoring Workshop of the World Heritage Organized
by Korea ICOMOS (December 9, 2000, Kwangju)
Kumiko SHIMOTSUMA

事務局日誌事務局 30

Diary

5 期 — 1 号



就任のご挨拶

前野まさる

2001.04.28

私は昨年12月の日本イコモス国内委員会の総会で、2001年から3年間本委員会の委員長を仰せつかりましたが、こうしたことには慣れないものでとまどう事ばかりです。会の運営を進めるためには皆様方のお力添えをいただかねばなりませんので宜敷くお願い申し上げます。

日本イコモス国内委員会は1972年に文化庁の初代建造物課長関野克先生のご尽力によって活動を始めて以来、四半世紀が過ぎました。当初数人で始められた委員会も、現在では170人を数えるほどに成長して参りました。これも歴代の委員長および各委員の皆様のお働きに依るものと思います。特に本年1月25日に亡くなられた初代委員長関野克

先生の本会の国際的なご活躍とご功績は大きなものであります。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



本会の事務局について、永年渡辺保弘理事にお世話をお願いしていた文化財工学研究所から、本年1月より恵比寿にある矢野和之理事の主宰する文化

財保存計画協会に事務所を移転することになりました。前石井昭委員長を初め渡辺保弘理事、事務局員の我妻綾子さんのコンビによる会の円滑な運営とご活躍には本当にお世話になりました。厚く感謝申し上げます。これからの会の運営は矢野事務局長を初め各理事のお力添えをいただきながら、協議と分担をして進めて参りたいと思います。また、理事会や研究会も東京ばかりでなく、関西でも開きたいと思っておりますので、関西方面の理事の皆様方のお力添えをお願いいたします。

会の運営に関して、まだまだご相談しなければならないことが多くあります。会の財政問題、会員の専門分野の片寄りの是正、2002年のジンバブエICOMOS総会に向けた対応など、宿題は山積となっております。これらのことが重荷とならず、楽しい日本イコモス国内委員会となる様願っておりますので、宜敷くお願い申し上げます。

2000年次第5回(臨時)理事会 (拡大理事会) 報告

「日本イコモス2000年次総会」(12月16日)を1週間後に控えた12月9日、午後1時から4時30分まで、東京・恵比寿の文化財保存計画協会(イコモス事務局移転内定先)において、標記の臨時理事会(拡大理事会)が開催された。出席者は、委員長:石井 昭、理事:上野邦一、岡田保良、日高健一郎、前野まさる、小委員会主査:益田兼房、事務局員:我妻綾子、次期事務局担当理事内定者:矢野和之の各氏で、他に理事8名、監事1名、顧問3名、小委員会主査1名の諸氏から委任状の提出があった。審議した事項は以下の2件(いずれも継続議題)であった。



1) 全国町並み保存連盟「町並み保存憲章」への対応(継続)

本件については前々回拡大理事会(7月22日開催)で審議の手順を決めたうえ、前回拡大理事会(10月28日開催)で下記3種の文書を配布(欠席者には他の審議資料と同様に郵送)し、精読しておくことを申し合わせた。本日は結論を出したい。一委員長からこのように発議された。

- (a) 「歴史的町並み・集落保存憲章(略称:町並み保存憲章)」一全文(4頁)
- (b) 「歴史的町並み・集落保存憲章へのご賛同のお願い」一全国町並み保存連盟・会長:五十嵐大祐氏からの書簡(10月11日付)
- (c) 「歴史的町並み・集落保存憲章に関する検討結果及び提案」一第1小委員会・主査:益田兼房氏からの報告書(10月20日付)

次いで益田主査から3種の文書について重ねて説明があり、とくに(c)の内容に即しつつ「本憲章は市民による町並み保存運動の典拠として高く評価できる」「我々は運動を支援する立場から憲章への賛同の意思を表明すべきであろう」との提言があった。

審議の結果、次のような方針を決定した。

- (1) 日本イコモス国内委員会は「本憲章を作成・採択した全国町並み保存連盟に敬意を表する」とともに「本憲章の趣旨に賛同する」旨を総会において決議する。
- (2) 決議の証として憲章の末尾(連盟会長署名の下)に数行程度の短い文章を加え委員長が署名する。
- (3) 上記(1)(2)を「理事会提案」として本年次総会に上程する。

2) 次期役員(委員長・理事・監事)・顧問選任案の準備(継続)

まず、委員長から以下の報告と提案があり、これらを了承した。

- (1) 去る9月25日発行のINFORMATION誌を通じて広く全会員に呼び掛け、10月25日を期限として、役員適任者の推薦(自薦/他薦)を求めたところ、2名の会員から自己を理事適任者として推薦する旨の書状が提出された。
- (2) 前回拡大理事会の決定に従い、委員長が拡大理事会メンバー全員に「次期役員適任者推薦票(用紙)」を配布し、11月末日までに記入を終えて事務局へ提出するようお願いしたところ、幸いにも18名から応答があった。
- (3) 上記(1)(2)による被推薦者(自薦/他薦)と現拡大理事会メンバー(3期以上在任者は除く)の全員を「候補者」と見做し、審議により「次期役員・顧問選任案(素案)」を作成する。
- (4) 審議の順序は委員長、理事、監事、顧問とする。

【委員長:定数1名】 審議の最初に石井委員長が個人の立場で発言した。「候補者のなかに私の名が挙がっているのは光栄であるが、辞退したい。2期6年間にわたって日本イコモスの活性化に微力を捧げ、就任時に自らに課していた目標だけは、おおそ達成できたように思うので、ここで引退させてほしい」と。若干の討論の後、これを了承した。次いで、石井氏以外の候補者(複数)をめぐって慎重審議を重ね、結論として、前野まさる氏(現・理事、副委員長)を次期委員長に推すこととした。



【理事：定数17名以内】 事務局移転に連動して既に次期事務局担当理事に内定している矢野和之氏について先ず再確認した。次いで、候補者（多数）に関し、専門領域、現職、年齢、居住地、等々のバランス、新任者と留任者のバランスなどを考慮しつつ、長時間に及ぶ慎重審議を行い、結局、矢野氏を含めて計19名を選んだ。定数を超過させたのは個人別折衝の段階で辞退者が生ずる可能性が予想されたからである。

【監事：定数2名以内】 現監事たる石沢良昭氏と木原啓吉氏（ともに在任2期）の留任を望む声が多かったので、審議の結果、両氏を推すこととした。

【顧問】 理事会に参加する顧問（通称：名誉会員）の人数は定められていない。審議の結果、現委員長の石井 昭氏を新たに次期顧問に推し、現顧問たる伊藤延男氏、稲垣栄三氏、坪井清足氏（いずれも在任2期）には留任をお願いすることとした。

最後に、2000年次総会（12月16日午後開催）に向けて引き続き必要とされる作業について協議し、以下の通り決定した。

- (1) 選任案（素案）に登載された方々への個人別折衝は、次期委員長内定者としての資格で、前野まさる氏が行なう。
- (2) この作業は、委員長および事務局と緊密な連携を保ちながら、12月15日までに終えるものとする。
- (3) 総会当日の午前中に開催される第6回理事会（拡大理事会）において、総会に上程すべき「次期役員（委員長・理事・監事）・顧問選任案」を決定する。

（理事会報告 文責：石井 昭）



2000年次 第6回理事会（拡大 理事会報告

「日本イコモス2000年次総会」を同日午後控えた12月16日（土曜日）、午前11時から12時30まで、東京・神田の学士会館において第6回理事会（拡大理事会）が開催された。出席者は、委員長：石井昭、理事：岡田保良・田原幸夫・前野まさる・宮本長二郎・山田幸正、監事：木原啓吉、顧問：伊藤延男、小委員会主査：益田兼房・羽生修二、本部執行委員：西村幸夫、事務局員：我妻綾子の各氏で、報告事項・審議事項は以下の通りであった。

報告事項

1) INFORMATION誌第4期第13号の発行

去る12月8日付けで標記の第13号を発行した。拡大理事会・研究会・国際会議・等に関する恒例の諸報告に加え「2000 US/ICOMOS INTERNATIONAL SUMMER INTERN PROGRAMを終えて」と題する森田 守氏のレポートを載せ、また、会員の手元に広く行き渡るよう、巻末に「日本イコモス国内委員会規約」を収録した。第4期は本号をもって終了する。一以上のように委員長から報告された。

2) 対外関係事項

以下の4件について委員長から要点のみが簡潔に報告された。

◆ JAPAN-ICOMOS ANNUAL REPORT 1999-2000 の提出

標記の「日本イコモス年次報告」をICOMOS諮問委員会（11月9・10両日）以前に提出せよとの指示が、本部事務局（パリ）から10月30日に届いた。はなはだ困惑したが、急遽、英文6ページのレポートを作成し、11月3日にファックスで送った。また、コピー10部ほどを諮問委員会へ持参し、アジア・オセアニア地域担当の副会長、国際専門分科委員会担当の副会長など、関係諸委員に手渡した。

◆ 2000次 ICOMOS 諮問委員会会議の概況

去る11月9・10両日、標記の会議がパリ市内で開催され、日本イコモス代表として委員長(石井)が、本部執行委員として西村幸夫氏が出席した。予想通りと言うべきか、スペインとラテンアメリカ諸国の代表者たちはアルゼンチン出身の副会長以外一全員が欠席で、本来ならば議長席に着くべきS. C. Sampaio 女史（ブラジル）も姿を見せず、会議は沈滞した雰囲気であった。メキシコ総会での役員選挙をめぐる紛争が影響していることは疑いない。注目の財政問題では、<ICOMOS NEWS>配布方法変更案が各国の賛成を得られず、結局、撤回された。財務部長 G. Solar 氏によれば、直送方式にSymbolic Valueがあるとした日本の意見書は、金銭的理由だけを挙げた多くの意見書に比し、ユニークな1例であったという。会議の最後に諮問委員会内部の選挙が行われ、新議長に南アフリカ国内委員会代表の A. Hall 氏が選出された。

◆ 世界遺産候補 Mahabodhi Temple（インド）への Evaluation Mission

第4回理事会で報告した通り、本件については、10月18日付の書簡でHenry Cleere氏より「日本イコモス会員の中から適任者を選んで欲しい」との要請を受けていた。人選の結果、西川幸治氏（本人承諾）を推薦することとし、10月31日付で回答した。諮問委員会（パリ）の席でCleere氏に会った際、「西川氏の貢献に期待している」とのメッセージを託された。

◆ 韓国イコモス主催ワークショップへの参加

12月9日に光州で開催する<Monitoring Workshop of World Heritage>に日本イコモスの会員1名を招待したいとの電子メールが、10月30日、韓国イコモスの事務局長 H. U. Rii 氏から送られてきた。先に水原での国際会議（9月）に出席された益田兼房氏と相談したうえで、下間久美子氏（本人承諾）を推薦することとし、10月31日付で回答した。下間氏はこの会議に出席して、主題にかかわる日本の状況を紹介された。



2) 会費滞納者への督促

本件については第4回拡大理事会（10月28日）で詳しく紹介したが、以来、事務局からの督促が功を奏し、滞納は徐々に解消しつつある。電話連絡が着かなかったG氏に対しては宗田好史理事が督促の労をとって下さった。—委員長報告。

審議事項

1) 新規入会者の承認

入会者	現職	推薦者
星 和彦	前橋工科大学工学部建築学科助教授	岡田保良・羽生修二
渡辺邦夫	埼玉大学大学院理工学研究科教授	岡田保良・西浦忠輝

第4回理事会（10月28日開催）以降、上表に示す2名の入会申込を受理した旨、委員長から報告があり、審議の結果、両人の入会を承認した。

2) 次期役員（委員長・理事・監事）・顧問選任案の決定

12月9日開催の第5回（臨時）理事会（拡大理事会）で作成された「次期役員・顧問選任案（素案）」にもとづき、次期委員長内定者：前野まさる氏が個人別折衝を行なった結果、以下に示す「選任案（本案）」が完成した旨、委員長から報告があった。また、これに加えて、理事内定者が16名になった事実を除けば本案は素案に等しいこと、稲垣栄三氏が健康上の理由で次期顧問就任を躊躇された事実を別にすれば本案登載の全員が就任を承諾しておられること、等が説明された。

●●●次期（2001-2003年）役員選任案

職	氏名	就任
委員長 理事	前野 まさる	1期
	稲葉 信子	2期
	上野 邦一	3期
	岡田 保良	2期
	杉尾伸太郎	1期
	田中 哲雄	1期
	田原 幸夫	2期
	日高健一郎	2期
	藤本 強	2期
	益田 兼房	1期
	町田 章	1期
	松本 修自	1期
	宮川 朝一	1期
	宗田 好史	3期
矢野 和之	1期	
監事	山田 幸正	2期
	吉田 綱市	1期
	石澤 良昭	3期
	木原 啓吉	3期

●●●次期（2001-2003年）顧問選任案

職	氏名	就任
顧問	石井 昭	1期
	伊藤 延男	3期
	稲垣 栄三	3期
	坪井 清足	3期

審議の結果、理事会は上掲の「次期役員（委員長・理事・監事）・顧問選任案」を決定し、これを理事会提案として年次総会に上程することとした。

3) 2000年次会計報告および会計監査報告

宮本長二郎理事（会計担当）から「2000年次会計報告」が提出され、次いで、木原啓吉監事からこれを適正と

日本イコモス国内委員会 2000年次総会記録

認める旨の「監査報告」があった。理事会は両報告を了承するとともに、前者を年次総会に上程することとした。

4) 年次総会に提出する議案書の点検

委員長・理事・小委員会主査の分担執筆により作成した「日本イコモス国内委員会2000年次総会議案書」を出席者全員で点検し、その内容を了承した。

5) 米国イコモス「国際夏期研修」への参加者の募集

例年よりもやや早く、過日、米国イコモスから「US/ICOMOS INTERNATIONAL SUMMER INTERN PROGRAM 2001」の参加者募集要項が届いた旨、事務局から報告があった。日本イコモスとしての対応方針について協議した結果、下記の通り決定した。

- (1) 募集要項のコピーとともに案内状を全会員に郵送する。
- (2) 応募希望者には必要書類一式2001年1月25日までに提出させる。提出先は文化財保存計画協会気付の新事務局とする。
- (3) 応募希望者の中から最適者1名ないし2名を選ぶ。選考委員はM氏、Y1氏、Y2氏とする。
- (4) 最適者の応募書類は日本イコモス委員長の推薦状を添えて所定の期限たる2月15日に間に合うよう米国イコモスへ送付する。

6) 理事会交替・事務局移転・明年第1回拡大理事会

標記3件の日程について協議し次のように申し合わせた。

- (1) 現理事会と新理事会は規約に従い年末年始をもって交替する。
- (2) 明年1月中のなるべく早い次期に事務局の移転を行なう。
- (3) 特別の支障が生じないかぎり明年第1回拡大理事会を2月3日の土曜日に開催する。

(理事会報告 文責:石井 昭)

去る2000年12月16日(土曜日)の午後1時から3時30分まで東京・神田の学士会館において「日本イコモス国内委員会2000年次総会」が開催された。出席者は荒木伸介・栗野 宏・石井 昭・石川忠臣・伊藤延男・大河直躬・岡田保良・小野 昭・狩野 久・岸本雅敏・木原啓吉・杉尾伸太郎・杉尾邦江・ストレイコK・田原幸夫・土井崇司・中嶋 耕・中村賢二郎・西村幸夫・羽生修二・前野まさる・益田兼房・宮本長二郎・柳沢孝次・矢野和之・山崎正史・山田幸正の会員各氏と事務局員・我妻綾子氏で、他に79名の会員諸氏から委任状の提出があった。議事は委員長の司会により、1) 報告、2) 審議、3) 協議、の3部に分けて進められた。



(1) 2000年次一般報告 (委員長・石井 昭)

昨年次(1999年次)総会は12月11日に当「学士会館」で開催された。以来、満1年が経過した。この間を振り返り、わが日本イコモス国内委員会の組織と活動の概況について報告する。

1. 理事会

今期(1998年-2000年、3年間)の理事会は、1997年次総会の合意にもとづいて構成メンバーの範囲をやや拡大し、表決が必要な場合には規約を遵守するとの前提のもとに、理事・監事・顧問だけでなく、小委員会主査・ICOMOS本部執行委員にも参加してもらった。便宜上、これを拡大理事会と呼ぶ。

【会議】 過去1年間に拡大理事会は計6回の会議を開き、会務の処理に当たった。第1回1月22日、第2回4月15日、第3回7月22日、第4回10月28日、第5回12月9日、第6回12月16日(本日午前)である。第1・2・3・4回の議事についてはすでにJAPAN ICOMOS INFORMATION誌の第4期第10・11・12・13号にそれぞれ報告が掲載されている。第5・6回の議事については同誌の次号に掲載されている。



載する。

2. 会員

本年々初に行なった手続きによって、現在、ICOMOS本部に正式に登録されている日本イコモス会員は総数170名であり、すべて個人会員である。

【入会・退会】 過去1年間に理事会は11名の入会申込と2名の退会届を受理・承認した。従って2001年次の本部登録会員数は179名になる予定である。この件については本総会において承認（追認）をお願いする。

3. 国際専門分科委員会

ICOMOS傘下に、現在、総数20種の国際専門分科委員会が設けられている。日本イコモスからは、昨年末時点で、それらのうち14専門委につき、VOTING MEMBER / および ASSOCIATE MEMBER を送っていた。

【委員の選任】 本年、理事会は新たに1専門委につき VOTING MEMBER を選任した。そのほか、3専門委につき VOTING MEMBER および ASSOCIATE MEMBER の改選を、また1専門委につき ASSOCIATE MEMBER の追加選任を行なった。この件については本総会において承認（追認）をお願いする。

【国際会議】 本年中に開催された専門委の ANNUAL MEETING, SYMPOSIUM等のうち日本イコモス代表委員が出席したのは、次に示す5件であった。1. LEGAL ISSUES (クロアチア、ブリュニ、5月) 河野俊行氏。2. VERNACULAR ARCHITECTURE (ギリシア、サントリーニ、5月) 前野まさる氏。3. ARCHAEOLOGICAL HERITAGE MANAGEMENT (ポルトガル、リスボン、9月) 小野昭氏、岸本雅敏氏。4. WOOD (トルコ、イスタンブール、11月) 村上裕道氏。5. CULTURAL ROUTES (スペイン、12月?)、未確認) 杉尾邦江氏。これらの会議に関する報告は、JAPAN ICOMOS INFORMATION 誌の第11号に1、第12号に2、第13号に3および4といった順序で、それぞれ寄稿していた。

【今後の対応】 日本イコモス会員の国際専門分科委員会活動への参加は、過去数年間にわたる継続的努力によりかなり進展したが、まだ必ずしも十分とは言えない。議案書の末尾に参考資料を載せたので、本総会において時間が許せ

ば、今後の対応方針について協議をお願いしたい。

4. 小委員会

日本イコモス規約第25条2項にもとづいて今期理事会が設置した小委員会は以下の4者である。

第1小委員会 (文化財保護関連憲章等研究班)

主査：益田 兼房氏、全8名

第2小委員会 (出版協力・文化講座協力・他)

主査：羽生 修二氏、全3名

第3小委員会 (歴史的建築物構造補強研究班)

主査：日高健一郎氏、全8名

第4小委員会 (世界遺産条約関連問題研究班)

主査：稲葉 信子氏、全6名

これらは現在、活力の差こそあれ、いずれも所期の目的に沿って活動している。各小委員会の存続あるいは改廃については、第4回拡大理事会において審議した結果、明年1月に発足する次期理事会の判断に委ねることとした。

5. 事業 (研究会)

本年は4月、6月、10月、11月に以下のような研究会を開催した。1. 「スボリャノーボ遺跡をめぐって—調査・発見・問題点」(4月15日、東京・学士会館) 講演：ブルガリアICOMOS国内委員会々員 Diana GERGOVA氏、司会：前野まさる氏。2. 「近・現代建築の保存について考える—第4回—ユネスコ世界遺産と近過去の建築」(6月24日、東京・JIA会館) 講演：益田兼房氏、野口英雄氏、司会：田原幸夫氏。3. 「Intangible Heritage」(10月28日、東京・学士会館) 講演：大河直躬氏、西村幸夫氏、司会：石井昭氏。4. 「近・現代建築の保存について考える—最終回」(11月25日、東京・JIA会館) 序言：石井 昭氏、講演：鈴木博之氏、篠田義男氏、松隈 洋氏、司会：田原幸夫氏。

◆ [総会記念シンポジウム]

本日、総会に続いて次のようなシンポジウムを開催する。主題：< Intangible Dimensions of Immovable Cultural Heritage >、講演：大河直 躬氏、西村幸夫氏、益田兼房氏、司会：石井 昭氏。

6. 広報

従来同様、本年もまた、事務局の支援を得つつ役員諸氏が特に尽力したのは、全会員を等しく対象とする広報活動であった。総会・研究会・等の開催通知、US/ICOMOS INTERNSHIP PROGRAM参加者募集通知などは、ダイレクトメールで送った。一方、総会報告・理事会報告・研究会報告・国際専門分科委員会活動報告・等の諸報告、日常の会務を記録した事務局日誌、会員の参考に供すべき情報資料などは、各当事者に執筆を依頼してJAPAN ICOMOS INFORMATION誌に掲載した。

[INFORMATION誌]

過去1年間に第4期第9号(2月7日)、第10号(3月22日)、第11号(6月19日)、第12号(9月25日)、第13号(12月8日)と、計5回発行し、全会員へ郵送した。これらのうち第9号は「特集・メキシコ総会報告」であった。また、第11・12号には上述した諸記事だけでなく、時宜にかなう主題を選んで適任者に筆いただいた論説的記事も載せた。西浦忠輝氏「シリアのアンダーラ神殿遺跡の保存修復」、松本 健氏「レバノンの文化財とその現状」、川床陸夫氏「エジプトの総合開発計画とイスラーム考古学の危機」、大河直躬氏「Intangible Heritageをめぐる討論に討論について—2002年のイコモス総会にむけての準備の必要性」(第11号)、金原保夫氏「ブルガリアでの遺跡調査と世界遺産の現状について」、山田幸正氏「ベトナム民家の建築的特徴について」、友田博通氏ほか「ベトナム木造民家文化財保存プロジェクト」(第12号)などがその例である。

7. 日本イコモスの組織に関する中長期的課題

今期(1998-2000年)の理事会(拡大理事会)では、日常的会務を処理するかたわら、中長期的課題についても継続的審議を重ねてきた。扱った議題の項目だけを略記すれば以下の通りである。

- (1) 会員関係:1. 将来の会員数、2. 専門別・職域別・等の会員構成、3. 団体会員・賛助会員の可能性。
- (2) 財政関係:1. 会費額の改定、2. 可能な会費外収入、3. 活動経費自己負担の原則。
- (3) 事務局関係:1. 2001年を期す移転先、2. 理事会メンバーによる会務の分担、3. 事務局の経費。

- (4) インターネット関係:1. 日本イコモスのウェブサイトの開設、2. 電子メールの活用。
- (5) Internship 関係:1. US/ICOMOSとの双務事業、2. 日本への研修生の招聘。

[事務局の移転]

上記のうち今期理事会にとって最大の懸案は「事務局の移転」であったが、幸いにも、矢野和之氏のご厚意によって、明年早々、解決することになった。この件については本総会において承認(追認)をお願いする。

8. ICOMOS 諮問委員会

2000年次のICOMOS ADVISORY COMMITTEE MEETINGは11月9・10両日にわたってパリで開催され、日本イコモス代表として委員長(石井)が、また本部執行委員として西村幸夫氏がそれぞれ出席した。この会議の様相については、追ってJAPAN ICOMOS INFORMATION誌で報告することとした。

(以上:一般報告)

>>> 上掲の「2000年次一般報告」に続いて、次のページに示す通り、宮本長二郎理事より「2000年次会計報告」が、また木原啓吉監事より「2000年次会計監査報告」が行なわれた。これら3種の報告はいずれも全会一致で承認された。





(2) 日本イコモス国内委員会 2000年次
会計報告 (1999/12/7~2000/12/6)

1. 繰越金		
普通預金		<u>734,463円</u>
2. 収入		
会費		1,660,000円
95年~99年分	200,000円	
2000年分	1,430,000円	
2001年分	30,000円	
普通預金利息		322円
定期預金利息		12,081円
出版企画協力等謝金		400,000円
研究会参加費		58,000円
寄付金		520,000円
合計		<u>2,650,403円</u>
3. 支出		
ICOMOS本部年会費 (40\$/人 × 170人 = 6,800\$ = 732,360円)	736,860円	
会議費 (総会・理事会等)	182,870円	
研究会費	178,404円	
渡航費補助	0円	
通信費 (INFORMATION 送料 228,000円)	374,747円	
印刷費 (INFORMATION 印刷料 393,000円)	453,000円	
事務用品費	67,223円	
事業費	0円	
事務局人件費補助	600,000円	
慶弔費	26,170円	
合計		<u>2,619,274円</u>
4. 残高		
普通預金 (繰越金 + 収入 - 支出)		<u>765,592円</u>
5. 基金		
定期預金 (イコモス研究振興基金)		<u>12,550,000円</u>

以上の通り報告します。
2000年12月16日

会計担当理事 宮本長二郎



会計監査欄

監査の結果、正確であることを証明す。

2000年12月16日

監事

木原浩吉





(1) 新規入会者および退会者の承認

理事会は2000年中に下記の通り11名の入会と2名の退会を承認した(日本イコモス国内委員会規約第17条)。

(敬称略)

入会者	現職	推薦者
(第1回理事会・1月22日)		
工楽善通	ACCU文化遺産保護協力事務所部長	金関 恕・石井 昭
中嶋 耕	全国町並み保存連盟事務局長	稲垣栄三・前野まさる
西谷 正	九州大学文学部教授	安原啓示・岡村道雄
田中禎彦	文化庁文化財保護部建造物課文部技官	稲葉信子・清水真一
(第2回理事会・4月15日)		
惣脇 宏	文化庁文化財保護部記念物課長	石井 昭・稲葉信子
平澤 毅	文化庁文化財保護部記念物課文部技官	安原啓示・本中 眞
(第3回理事会・7月22日)		
金原保夫	東海大学文学部史学科教授	石井 昭・前野まさる
(第4回理事会・10月28日)		
粟野 宏	山形大学工学部助手	宮本長二郎・石井 昭
伊藤重剛	熊本大学大学院自然科学研究科助教授	岡田保良・石井 昭
(第6回理事会・12月16日)		
星 和彦	前橋工科大学工学部建築学科助教授	岡田保良・羽生修二
渡辺邦夫	埼玉大学大学院理工学研究科教授	岡田保良・西浦忠輝
退会者	事由	
(第1回理事会・1月22日)		
ペーレント・メリー	帰国	
	1999年12月22日付け書面により家族から届出	

(第3回理事会・7月22日)

渡辺保忠 逝去

2000年7月19日付け書面により遺族から届出

2001年の年初に上記入会者および退会者の登録および抹消をICOMOS本部に申請する(日本イコモス国内委員会規約第14条)。

本件について総会の承認をお願いしたい。

審議の結果、承認。

(2) 国際専門分科委員会委員の選任

理事会は2000年中に下記の通り5種の国際専門委に参加する委員 - VOTING MEMBER または ASSOCIATE MEMBER - を選任した。

(敬称略)

INTERNATIONAL SCIENTIFIC COMMITTEE	V. M.	A. M.
(第1回理事会・1月22日)		
RISK PREPAREDNESS (新規)	益田兼房	
WOOD (改選)	村上裕道	伊藤延男 松本修自 渡辺保弘
ARCHAEOLOGICAL HERITAGE MANAGEMENT (改選)	小野 昭	岸本雅敏
HISTORIC GARDENS AND SITES (改選)	杉尾伸太郎	本中 眞
(第2回理事会・4月15日)		
TRAINING (追加)	(選任済)	工楽善通

任期は原則として3年間とする。ただし、専門委ごとに規約、慣例、等に相違があるので、今後の対応、とくに委員の



改選（あるいはVoting Memberの交代）については当該委員がみずから検討し、必要に応じて理事会に申し出るものとする。

本件について総会の承認をお願いしたい。

審議の結果、承認。

(3) 次期役員（委員長・理事・監事）および顧問の選任

今期役員（委員長・理事・監事）の任期は本年末をもって終了するので、日本イコモス規約第14条にもとづき、本総会において次期（2001-03年）役員を選任する。定数は、委員長1名、理事17名以内、監事2名以内である。－ 顧問については、規約の運用上、任期は役員に準ずることとし、その数は若干名とする。

【理事会による原案作成の経緯】 (1) 去る9月25日発行のJARAN ICOMOS INFORMATIONを通じて広く全会員に呼び掛け、10月25日を期限として、役員適任者の推薦（自薦／他薦）を求めたところ、2名の会員から「自己を理事適任者として推薦する」旨の書状が提出された。(2) 理事会は第4回会議（10月28日）、第5回会議（12月9日）、第6回会議（12月16日）において慎重審議を行い、以下に示す「次期役員選任案」を作成した。(3) これと同時に、理事会は日本イコモス規約第17条および第23条にもとづき、次期理事会に参加する顧問（通称：名誉会員）についても慎重審議を行い、以下に示す「次期顧問選任案」を作成した。

●●●次期（2001-2003年）役員選任案

職	氏名	就任
委員長 理事	前野 まさる	1期
	稲葉 信子	2期
	上野 邦一	3期
	岡田 保良	2期
	杉尾伸太郎	1期
	田中 哲雄	1期
	田原 幸夫	2期
	日高健一郎	2期
	藤本 強	2期
	益田 兼房	1期
	町田 章	1期
	松本 修自	1期
	宮川 朝一	1期
	宗田 好史	3期
	矢野 和之	1期
	山田 幸正	2期
	吉田 綱市	1期
監事	石澤 良昭	3期
	木原 啓吉	3期

●●●次期（2001-2003年）顧問選任案

職	氏名	就任
顧問	石井 昭	1期
	伊藤延男	3期
	稲垣栄三	3期
	坪井清足	3期

(氏名：五十音順、敬称略)

次期役員（委員長・理事・監事）の選任については総会の審議をお願いしたい。また、次期顧問の選任については総会の承認をお願いしたい。

審議の結果、可決、承認。



(4) 事務局の移転

理事会は去る7月22日に開催した本年次第3回会議において「日本イコモス国内委員会事務局」を2001年1月1日から下記へ移すことを決定した。

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西1-9-6
アストルビル3階
(株)文化財保存計画協会 気付
Tel : 03-5458-1881
Fax : 03-5458-1905
E-mail : arrow@b-hozon. co. jp

(ただし電話等については追ってイコモス専用アカウントを開設する予定)

本件について総会の承認をお願いしたい。

審議の結果、承認。

付帯決議

従前(本年12月31日まで)の事務局一(株)文化財工学研究所気付一は連続4期にわたって日本イコモス理事を務められた同研究所の主宰者・渡辺保弘氏のご厚意によるものであった。また、新事務局一(株)文化財保存計画協会気付一は間もなく日本イコモス理事に就任される同協会の主宰者・矢野和之氏のご厚意によるものである。両氏に対し私たちは深甚なる感謝の意を表したい。出席者のご賛同をお願いします。

従前の事務局において日本イコモスのための通信連絡、文書管理、金銭出納、等々の実務を担当され、献身的にご尽力くださったのは我妻綾子さんであった。移転にともなう多くの作業がまだ残っているとはいえ、本総会を機に、私たちは心からお礼を申し上げたい。出席者のご賛同をお願いします。

両提案とも全員賛成。盛大な拍手をもって議決された。

(5) 2001年次活動方針

1. 活動全般

(★藤本 強)

ここ数年来の懸案であった事務局の問題が関係者の努力と文化財保存計画協会の理解ある措置により、解決したことは何よりの朗報と言う事ができよう。2001年度からは新しい事務局により日本イコモス国内委員会の活動が行われることになる。それにつけても長年にわたり事務局を引き受けていただいた渡辺保弘理事と我妻綾子さんに心から感謝したい。事務局問題は一先ず解決したが、中長期的課題の多くはそのまま次期の理事会に引き継がれることになる。いずれもすぐには解決しがたいものばかりである。一つ一つよりよい方向にもっていく努力が必要になる。よりよいイコモス国内委員会を目指して、一人一人の会員が積極的に行動することが求められよう。

(★前野まさる)

私は1993年以来アメリカICOMOSのSummer Internshipの歴史的遺産の保存研修に日本の学生を送り込んできました。このアメリカの研修事業はICOMOS加盟国の相互交流事業として行われているので、日本ICOMOSでもその機会をアメリカICOMOSに提供しなければならないのです。日本がこの機会を先ずはアメリカにそして他のICOMOS加盟国に提供できるならば、文化財保存にかかわる世界の若い研究者に日本の歴史的遺産の保存と修復の実際を学び理解してもらう良い機会だと思います。

私はこのInternship Programをどのようにしたら日本で出来るのか、いろいろ研究して参りましたが、解決しなければならない問題がいくつかありました。日本ICOMOSにはこれらを指導できる人材は豊富にあります。しかし、問題は資金です。研修生に支払う手当て、世話人の手当てと事業所に払う経費などですが、これらの資金は継続的に日本ICOMOSが得られなければ出来ません。次期は更に研究を重ね、これらを実現させるための年とするために次期理事会でも努力したいと思っています。



2. 会員担当

(★岡田保良)

99年次に「年間1-2割の会員増」という基本的な方針が了承されており、いまこれを変更する理由はないと思われる。ただ、この数年間の経過を振り返ると、

98年初：150、99年初：158、2000年初：170、

2001年初：180前後

という数値が残っており、若干目標を下回るのが通例となっている。

今までの努力不足の反省の上にたち、今後新たな会員推薦を進めるにあたっては、会員の方々及び新しい事務局のご協力を仰ぎつつ、現会員周辺に潜在する入会希望者のほか、とくに下記の観点から、イコモス活動の活性化に貢献していただける人材の入会を望みたい。

- 20を数える国際専門分科委員会の分野に照らして、日本イコモスがより一層貢献すべき分野、あるいは不活性なまま放置されている分野は何か、をみきわめ、できれば照応する小委員会組織など国内グループの形成がのぞまれる。
- 日本全域に目を向けて会員の稀薄な地域に留意し、首都圏と関西に偏在する（現在約90%）会員地図の是正を図る。
- 行動するイコモスをめざすには、若い世代の活力に期するところが大きい。

3. 事業担当

(★田原幸夫)

今期の経験を踏まえ、以下の内容をご提案させていただきます。

日本イコモスにおいて、複数の事業担当事務が事業計画を協働して運営してゆくことは、時間的にも難しいと思います。そこで、2001年次においては、日本イコモスとしての研究会等のテーマを先ず設定した上で、それにふさわしい担当事務を任命する、というシステムが好ましいのではないのでしょうか。日本イコモスの二一ズに合った複数のテーマを次期理事会にて決定していただくところからスタートし、それぞれのテーマに最もふさわしい理事を任命し、各理事の判断と責任において事業を実施してゆく、ということが現実的かと思えます。

(★日高健一郎)

第三小委員会関連の公開研究会開催の準備を進めた。ただし、研究会の主題としては、構造補強に限らず、組積造の修復と課題、西欧近代の修復史と修復理論の系譜など、他の理事の協力を得て、過去の研究会で取り上げられたことのない斬新な話題を導入できればと希望している。特に、近年、国内の若い世代が文化財の保存と修復に大きな関心を持ち、大学等の研究教育機関でも関連分野が充実する傾向にあるので、保存の専門家はもとより、将来性のある若手の関心に応えられるような企画を検討中である。

4. 広報担当

(★宗田好史)

これまでも再三検討された、日本イコモス国内委員会のホームページの立ち上げる時期にきた。「メーリングリスト」の設置も、会員間の情報交流のために必要な手段である。これまでは、「ホームページ」のサイトをどこに置くかが問題となっていた。一時期は、他国に置くことも検討されてきた。しかし、来年度は国内に置く方向で具体的検討に入っている。

すでに一部の会員の間では、メールのやり取りが盛んであり、特に海外との発信では、必要不可欠な連絡手段となっている。これを公式な日本イコモスの「メーリングリスト」として活用するための取り組みをはじめたい。新しい事務局体制に合わせ、これまで物的な理由で整備が遅れていた状況を克服し、あわせて「ホームページ」も開設しなければならない。

「ホームページ」の主な内容については、当面の間は最低限の情報として、すでに検討されたように、日本イコモス国内委員会の「日本イコモスのしおり」に沿ったものを考えている。次の段階では、理事会での検討をへて、掲載事項の内容充実を図りたい。会員名簿、規約などから始まり、その後は、例えば、ベニス憲章の日本語版、奈良ドキュメントの英語・日本語版などの重要な宣言文などの情報提供（第一小委員会にご検討を依頼）、会員情報、日本国内の世界文化遺産サイトなどとのリンクを考えている。追って、「JAPAN ICOMOS INFORMATION」の内容の掲載も考えている。

(★山田幸正)

過去3年間の第4期において、委員長の指示のもと、事務局の多大な労力をいただきながら編集・発行してきた[JAPAN ICOMOS INFORMATION]誌は全13号を数えた。本誌の発行を通じて、会員各位に対し、理事会における報告や議論の内容をはじめ、イコモス国内委員会が主催あるいは共催する研究会、講演会、シンポジウムなどの告知や報告、さらに世界各地で開催される文化遺産関連の国際会議や専門委員会などの情報をお伝えしてきた。このような活動は地道ではあるが、これからもイコモス国内委員会の活性化には必須のことでありと考える。そうした意味において、2001年以降も引き続き本誌の発行は維持していくべきである。紙面の体裁や内容については次期担当理事等にお任せするが、これからも理事会活動の内容を広報することが最大の役目とするならば、理事会が開催される時期にそって、定期的な発行に努めるべきであろう。また誌面の記事として過去いく度か試みたような、ある特定な内容・主題に即した「小特集」形式を積極的にとり入れてもらいたい。また、これまで以上に会員各位から幅広い情報や投稿を期待するとともに、事務局ないし広報担当理事のもとに、年度を通じた編集計画を立案し、原稿を依頼する等、事務的作業を行うWGの設置も必要かもしれない。

5. 庶務担当

(★上野邦一)

運営は、拡大理事会での討議を基礎とした。今後も庶務に関わる諸事項は、拡大理事会での協議・決定に基づき進める。

会員数・会員構成の適正化、財政の改善、事務局移転がここ数年検討してきた中長期的課題であった。このうち懸案であった事務局の移転が決まり、文化財保存計画協会の好意で同事務所に置くことになった。会費については、入会承認時からの徴収とする措置をとることとした。会員は活動や専門分野を考慮し全体として微増させてきた。

新事務局は一月に始動する予定で、事務局体制を整え、援助が必要な場合には検討を行うことが求められる。運営を継続して円滑に進めるためには、石井委員長の提唱してきた

「働く理事会」を今後とも受継ぐことが望まれる。

拡大理事会、小委員会の活動や国際専門分科委員会の活動など、いずれも順当に活動している。国際専門分科委員会が20委員会あるうち、15委員会に参加している。本部に関わる委員会や専門分科委員会への参加には、財政事情から援助できていない。

(★渡辺保弘)

私は庶務担当理事(事務局)を1990年より今年にいたる11年の間勤めさせていただきました。長い間いろいろといたらぬこともあり、皆様にご迷惑をおかけしたかと存じます。どうかお許しください。さて、来年次より新事務局に庶務が移ることになりました。庶務担当理事(事務局)の仕事は、会費の徴収、本部ICOMOSへの会費の納入、研究会・理事会・総会の開催案内と会場の確保、[INFORMATION]誌の印刷・発送、諸外国の委員会との連絡等です。1994年あたりまでは研究会・理事会の開催も少なく、[INFORMATION]誌の発行も年2回ほどで、私個人でどうにか事が足りました。現在ではそれぞれが年に4回以上となり、作業量は飛躍的に増大した感があります。これは理事個人の余暇での作業量を遥かに越えるものであり、もちろん個人的に人をお願いしてその作業をおこなってまいりました。そして1998年次より、事務局人件費補助として(職員一人週3回)年60万円をいただくようになりました。しかし、会費の1万円は国内委員会発足より固定されたままです。

日本イコモス国内委員会の運営は、主に個人会費によるものです。今年次の会費総額は172万円ですが、未納が27万円ほどあります。今年次は出版企画協力等謝金、寄付等を加えて260万円余の収入となりました。これに対し支出額もほぼ同額となり、表面的には健全運営です。しかし出版企画協力等謝金、寄付等は安定収入ではなく、それらの総額が収入の1/3を占める現状には、将来的に不安を感じます。抜本的な健全運営への対策として、やはりこれまで継続的に審議されてきた会費の値上げが必要ではないでしょうか。毎年次この項で述べているように、会員が増えてもそれに比例して経費がかかる現状ではやむを得ないものと思われま



6. 会計担当

(★宮本長二郎)

本年度はICOMOS本部納入会費の値上げ、会費外収入の減少等により、苦しい財政運営を強いられているが、会員の増加による会費増、繰越金及び各委員のボランティア活動に助けられ、かろうじて赤字を免れている状況であり、財務担当委員としての責任を痛感している。2001年次は会員増と会費外収入への一層の努力に加えて、個人・法人の寄付行為に頼る必要があり、その方策について協力をお願いしたい。会費滞納者は現在4年以上3名、2～3年7名、本年次のみ未納17名の合計27名で、未納総額56万円である。2年以上の中・長期滞納者には文書(6月と10月)と電話(7月)で3回にわたり督促した結果、2～3名からの対応があったが、全く反応のない会員もあり、未納者に対する新たな規約を設けて対処したい。

7. 第1小委員会

(★益田兼房)

1. 文化遺産の保存に関する国内の憲章等の検討は、日本イコモス国内委員会刊行の「文化遺産保護憲章研究・検討報告書」(1999年3月)にもあるように、憲章等の必要性がある分野から順次行う形となっている。具体的には、2000年度は全国町並み保存連盟が「歴史的町並み・集落保存憲章」を制定し、イコモスに対して賛同の依頼が寄せられた。2001年度はその英文翻訳への協力が検討されることとなろう。東アジア諸国での文化遺産保護分野での憲章作成の流れがある中で、連盟と協力しつつ適切な時期に日本からのメッセージとして外国に発信することが望まれよう。
2. 一方、2000年度は考古学の分野で発掘調査を巡るスキャンダルが発生し、海外での日本の考古学調査の活動や国際協力事業に影響を及ぼすおそれも懸念される。文化庁ではただちに国内の考古学調査に関するマニュアル作成を検討する旨報じられたが、国際的な信用を取り戻す上では日本イコモスとして何らかの規範的な文書の作成がこの分野で早急に検討されるべきかもしれない。その場合、東アジアで特に盛んな遺跡の再現に関する基本的な考え方の整理等も必要であろう。検討の主体は、町並み保存憲章にならえば、イ

コモス外部の当該分野の全国的な組織となろうが、関係者のご意見を寄せていただければ幸いである。

3. またこのほかに、文化遺産のすべての分野に関連が深いオーセンティシティ概念に関する規範文書の作成が急がれる。「奈良ドキュメント」(1994)はいまや世界遺産条約の運営や国際的な文化遺産分野にとどまらない広い活用が行われているが、この文書の第12条が求めている「各文化圏での一中略一認識を一致させることが極めて重要かつ緊急である。」との指摘は、会議ホスト国である日本にまず向けられたものと見るべきだからである。

4. なお、現在の第1小委員会の構成は、これらの作業を行うためには補強が必要であり、あわせて関心のある会員のご意見を聞かせていただければ幸いである。

8. 第2小委員会

(★羽生修二)

本年度は新たな出版、講座、旅行等の企画協力が実現できませんでした。引き続き有意義な事業が実施できるよう努力いたしますので、会員の皆様のご協力を是非お願い致します。

9. 第3小委員会

(★日高健一郎)

第三小委員会は「建築遺産の構造の修復と解析に関する国際専門委員会」(International Scientific Committee for Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage:略称ISCARSAH)への対応を目的として設置されている。ISCARSAH本体の活動に波があり、対応に苦慮することもあるが、2001年はISCARSAH会議での議論の進展にあわせて、委員会を2回、諸外国の事例と動向に関する公開研究会を1回開催する予定である。

10. 第4小委員会

(★宗田好史)

昨年度の総会にあわせ、開催された「世界遺産をめぐる

諸問題」研究会が発展し、「世界遺産条約関連問題研究班」、第4小委員会として発足した。その後、稲業主査が5月にICCROMへ出向されたため、理事会での協議の上、石井委員長の運営・指導のもと、主査代行を設置し、活動を継続してきた。

10月には「Intangible Heritage」に関する研究会を開催し、大河委員、西村委員のご報告をいただいた。その折にも確認されたように、来年度は次回ジンバブエ総会に向けて、この課題を巡る検討を続けていくことが重要である。またこの12月には、東京国立文化財保護法50周年記念シンポジウム「文化の多様性と文化遺産」が開かれ、海外からイコモス会員諸氏も参加される。この議論の結果を受け、来年度は国内委員会としての体系的な見解を用意するための研究会を3回程度開催したいと考えている。国内委員会会員の皆様には、多大な関心をお寄せいただき、今後ますます活発な議論の場を用意したい。

(6) 2001年次予算 (2000/12/7-2001/12/6)

1. 繰越金	普通貯金	765,592円
2. 収入	2001年分会費	1,800,000円
	未納分	560,000円
	普通貯金利息	300円
	定期貯金利息	10,000円
	出版企画協力等謝礼	300,000円
	合計	2,670,300円
3. 支出	COMOS本部会費	820,000円
	会議費	180,000円
	研究会費	180,000円
	渡航費補助	0円
	通信費	370,000円
	印刷費	450,000円
	事務用品費	70,000円
	事業費	0円
	事務局人件費補助	600,000円
	合計	2,670,000円
4. 残高 (繰越金+収入-支出)		765,892円
5. 基金	定期貯金 (イコモス研究振興基金)	12,550,000円

(7) 全国町並み保存連盟「町並み保存憲章」への連帯署名

先ず、全国町並み保存連盟会長・五十嵐大祐氏の書簡の写しを添えて標記の憲章が配布され、委員長から以下のような「経緯」と「理事会提案」が示された。

【経緯】 本年次第3回理事会（拡大理事会、7月22日）の席上、第1小委員会（憲章等研究班）主査・益田兼房氏から、全国町並み保存連盟が作成した「町並み保存憲章草案」が紹介され、「連盟はこの憲章を10月の大会で採択する予定であり、日本イコモスの賛同と連帯署名を求めている。どのように対応すべきか」と発議された。拡大理事会はこれを受け、審議の結果、次の方針で望むこととした。

- (1) 連盟が採択を終えた段階で「憲章」を受け取る。
- (2) 第1小委員会において内容を検討し結果を拡大理事会に報告する。
- (3) 拡大理事会で賛同・連帯署名の件を審議する。
- (4) 以上が遅滞なく進めば今年の年次総会に諮る。

2ヵ月余を経た10月11日、連盟会長・五十嵐大祐氏の書簡とともに「憲章」が送られてきた。拡大理事会では、既定方針に従い、第4回会議（10月28日開催）と第5回会議（12月9日開催）において上記の(2)と(3)を終え、その結論を本総会に諮ることとした。

【理事会提案】 日本イコモス国内委員会は「本憲章を作成・採択した連盟に敬意を表する」とともに「本憲章の趣旨に賛同する」旨を本総会において決議するのが適当である。決議の証としては、憲章の末尾（連盟会長署名の下）に数行程度の短い文章を加え本日（12月16日）付けで委員長が署名することとする。

次いで、連盟の役員でもある石川忠臣氏が意見表明に立ち、本憲章は集落町並み保存運動の典拠とするべく長年にわたる全国規模の討論の積み上げを経て完成に至ったものであること、その過程で日本イコモス会員有志が大いに尽力し指導的役割を演じたこと、国内のみならず国外に向けても公表できるよう英語訳が目下進行中であること、などに言及しつつ、ぜひ本総会において賛同と連帯署名を決議してほしい旨を述べられた。

審議の結果、全会一致で理事会提案を可決。



協 議

■国際専門分科委員会活動への今後の対応

国際専門分科委員会への日本イコモス会員の参加は過去数年間の継続的努力によりかなり進展したが、まだ必ずしも十分とは言えない。一昨年次、昨年次の総会においてと同様、今年次も「現状」を点検しつつ「今後」について協議したい。

●●日本イコモスの既定方針

各専門委ごとに Voting Member (1名) だけでなく Associate Member を含めた複数の委員を選任することによって、国際的な活動を拡充するとともに、Voting Member の負担軽減と委員交代の円滑化を図ることが望ましい。— 1999 年次総会合意。

●●現況参加 15 専門委 委員名 (在任時期) 註

① HISTORIC GARDENS AND SITES

杉尾伸太郎 (VM 00年-)・本中 眞 (AM 00年-) ◇

② WOOD

村上裕道 (AM 94年以前-VM 00年-) ○

伊藤延男 (VM 94年以前-AM 00年-) ○

松本修自 (AM 94年以前-)・渡辺保弘 (AM 94年以前-) ○

③ HISTORIC TOWNS AND VILLAGES

福川裕一 (AM 99年-VM 00年-) ○

上野邦一 (VM 94年以前-AM 00年-) ○

④ TRAINING

稲葉信子 (VM 95年-)・工楽普通 (AM 00年-) ○

⑤ STRUCTURES

日高健一郎 (VM 96年-)・坂本 功 (AM 98年-)・西沢英和 (AM 98年-) ○

⑥ UNDERWATER CULTURAL HERITAGE

荒木伸介 (VM? 96年-) ◇

⑦ VERNACULAR ARCHITECTURE

前野まさる (AM 99年-VM 00年-)・大河直躬 (VM 96年-AM 00年-) ○

⑧ EARTHEN STRUCTURES

岡田保良 (VM? 96年-) △

⑨ CULTURAL TOURISM

宗田好史 (AM 99年-VM 00年-)・石井 昭 (VM 96年-AM00年-) ○

⑩ LEGAL ISSUES

河野俊行 (VM 97年-) ○

⑪ ARCHAEOLOGICAL HERITAGE MANAGEMENT

小野 昭 (VM 00年-)・岸本雅敏 (AM 00年-) ○

⑫ PHOTOGRAMMETRY

西村 康 (VM 98年-) ▽

⑬ CULTURAL CORRIDORS

杉尾邦江 (VM 98年-) ○

⑭ STONE

西浦忠輝 (VM 99年-) ◇

⑮ RISK PREPAREDNESS

益田兼房 (VM 00年-) ◇

(VM = Voting Member, AM = Associate Member)

上表右端に付した「註」は先方 (国際専門委) の活動状況と当方 (日本国内委) の対応状況とを大雑把に評価したもので:

○ 関係良: 先方にも当方にも特段の問題はない。

◇ 流動的: 間もなく○になることを期待できる。

△ 要改善: 主として先方に問題がある。

▽ 要改善: 主として当方に問題がある。

●●未参加5専門委

⑯ ROCK ART

⑰ STAINED GLASS

⑱ ECONOMICS OF CONSERVATION

⑲ WALL PAINTING

⑳ SHARED HERITAGE

●●委員についての原則

(1) 任期は原則として3年間とし、再任を妨げないが、連続3期(=9年)を超えることはできない。(2) 専門委ごとに規約、慣例、等に相違があるので、委員の改選あるいはVoting Memberの交代については当該委員がみずから検討し、必要に応じて理事会に申し出るものとする。(3) 委員の異動に関する先方への通報は、原則として異動前のVoting Memberが責任をもって行なうものとする。

上掲の資料を参照しつつ、短時間ながら出席者間で協議を行なったところ、次のような発言があった。

岸本雅敏氏：9月にリスボンで開催された Archaeological Heritage Management 専門委の会議に小野 昭氏とともに出席し専門委活動の重要性を実感した。今後も努力したいと思う。当専門委の名称を Archaeological Management と略記すると誤解を招くので注意してほしい。

杉尾伸太郎氏：私は長らく IFLA の役員を務めて忙しかつた。先頃その任期を終えたので、これからは Historic Gardens and Sites 専門委を含めてイコモスの活動に積極的に参加できると思う。

2001年次 第1回理事会（拡大理事会） 報告

2001年次第1回理事会（拡大理事会）が、去る2月10日（土曜日）午前1時から午後5時まで、東京・神田の学士会館で開催された。出席者は、委員長：前野まさる、理事：岡田保良・杉尾伸太郎・田中哲雄・日高健一郎・藤本強・町田 章・松本修自・宮川朝一・宗田好史・矢野和之・山田幸正・吉田綱市、顧問：石井 昭・伊藤延男の各氏で、報告事項・審議事項は以下の通りであった。



1) 会員の訃報

関野 克名誉会員が去る1月25日に、さらに中村雅治会員が1月27日に、亡くなられたことが前野委員長より報告された。両氏とも、日本の文化財建造物の保護に多大な貢献されました。ここに両氏の在りし日のお姿がしのびつつご冥福をお祈り申し上げます。

2) 事務局の移転

「日本イコモス国内委員会事務局」を2001年1月1日をもって下記に移転したことが、矢野理事より報告された。なお、さきに事務局員であった我妻綾子氏が当面、引き続き実務を補助して下さることが、あわせて報告された。

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西1-9-6 アストウルビル3階

(株)文化財保存計画協会 気付

電話/FAX：03-5728-1621（専用）

E-mail：jpicomos@kb4.so-net.or.jp

3) US/ICOMOS INTERNSHIP PROGRAM 2001 の募集

標記プログラムの参加者を各会員に対して公募したが、今回、応募者がいなかった旨、委員長より報告された。



審議事項

1) 理事の会務分担

規約第22条の主旨に沿い、今期（2001年～03年）の日本イコモス国内委員会理事（全16名）の会務分担について、委員長提案にもとづき、慎重に審議した結果、以下の通り決定した。

- 副委員長：杉尾伸太郎・藤本 強・町田 章
 会計担当：矢野和之・吉田綱市
 庶務担当：矢野和之（事務局担当）
 会員担当：杉尾伸太郎・藤本 強・岡田保良
 益田兼房・吉田綱市
 事業担当：町田 章・上野邦一・田中哲雄・田原幸夫
 日高健一郎・宮川朝一・吉田綱市
 広報担当：松本修自・宮川朝一・宗田好史・矢野和之
 山田幸正
 渉外担当：稲葉信子

2) 新規入会者および退会者の承認

入会希望者	現職	推薦者
鈴木 誠	東京農業大学地城環境科学部・助教授	杉尾伸太郎・矢野和之

退会者	事由
関野 克	逝去
中村雅治	逝去

前回理事会（2000年12月16日開催）以降、上記の1名から入会申込みを受理した旨、委員長から報告があり、審議の結果、これを承認した。また、このたび逝去された上記2名については、遺族からの退会届をうけて、会費免除のうえ、退会の扱いとすることとした。

3) 当面の事業計画

●「海外における文化遺産の調査と保存に関する円卓会議（第4回）」

岡田理事より、日本建築学会建築歴史・意匠委員会東洋建築史小委員会の主催する標記会議を、共催するよう提案され、これを承認した。

当該会議は2月17日（土）午後2時30分～6時30分、建築会館（東京・芝）にて開催される。

●調査報告会「ハギア・ソフィア大聖堂学術調査の成果と今後の課題」

日高理事より、標記の報告会を後援するよう依頼があり、審議の結果、これを承認した。

当該報告会は、3月20日（火・祝日）午前9時～午後6時、建築会館ホール（東京・芝）にて開催される。

●ジンバブエ総会へむけてのシンポジウム

前理事会のもとにあった第4小委員会を中核として、昨年以來、ジンバブエ総会にむけての準備を進めてきた。昨年末の年次総会後に催されたシンポジウムもそうした試みのひとつであった。本年も引き続き、当該テーマに関するシンポジウムや研究会の開催を企画してほしい。—以上のように石井前委員長から要請があり、事業担当理事を中心に相談のうえ、これにむけた事業計画を策定することとした。

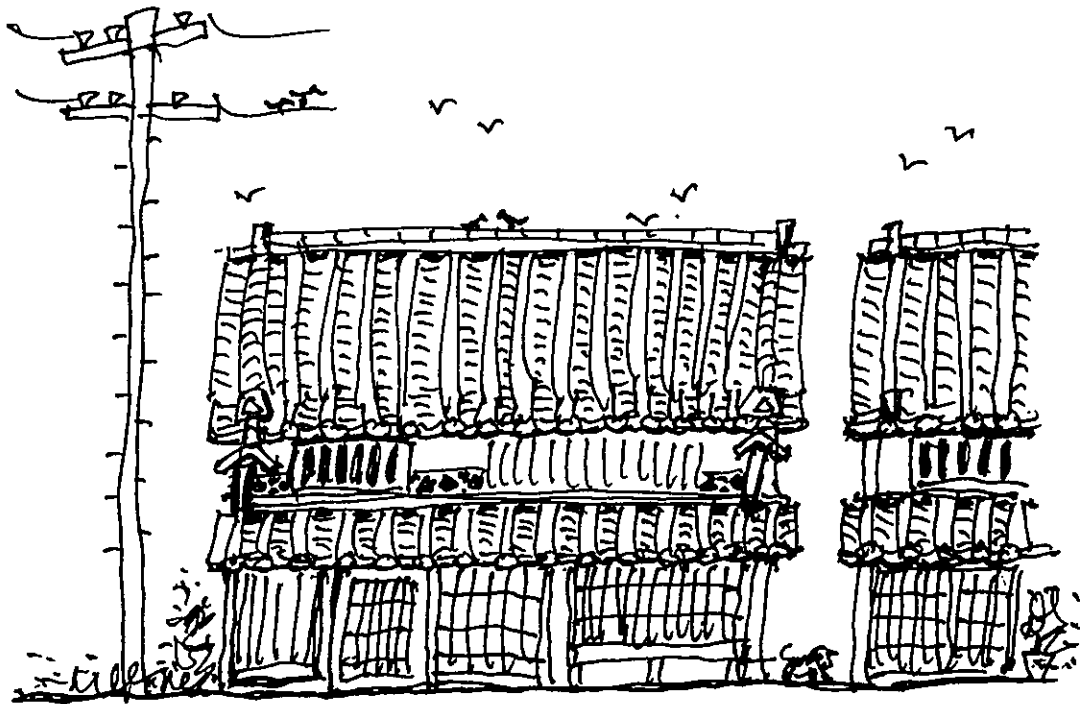
4) INFORMATION誌第5期第1号の発行計画

目次案（2月中旬発行予定/32頁）が前野委員長より提案され、おおむねこれを承認した。業者印刷によるA3版折り込みとしたい旨、矢野理事より提案があり、これを了承した。

5) 通信手段

通信経費の削減をはかるため、可能なものからE-mailで会員への告知することを検討していきたい。そのために、会費請求・イコモス・カードを送付する折に、会員各位にE-mailアドレスの登録を依頼したい。—矢野事務局担当理事より、以上のような提案があり、これを承認した。

また、広報担当理事を中心に、web-site立ち上げを検討することとした。



6) 日本イコモスの組織に関する課題

一会員

杉尾副委員長より、20社程度の「賛助会員」を募ってはどうかという提案がなされ、委員長はじめ数名の担当理事で原案を作成し、次回理事会に提案することとした。

また、会員の専門分野や地方の偏在、会員の適正数や会員資格などについても、協議をおこなった。これまでの議論も踏まえて、今後も検討を重ねていくこととした。

一会計

今後、年会費の自動引き落とし（銀行あるいは郵便局）を検討していくこととした。

7) US/ICOMOS からの依頼

US/ICOMOSのArauz氏から稲葉渉外担当理事を通じて事務局に、ギリシア・マラトン遺跡保存についての依頼が寄せられている旨、委員長より報告された。審議の結果、委員長が稲葉理事と相談のうえ、対応することとした。

8) 小委員会の解散および再発足

前期理事会が規約第25条2項にもとづき設置した小委員会は以下の4者であった。

第1小委員会（文化財保護関連憲章等研究班）

主査：益田兼房氏、全8名

第2小委員会（出版協力・文化講座協力・他）

主査：羽生修二氏、全3名

第3小委員会（歴史的建築物構造補強研究班）

主査：日高健一郎氏、全8名

第4小委員会（世界遺産条約関連問題研究班）

主査：稲葉信子氏、全6名

上記各小委員会の存続および解散の決定、委員の改選、等は今期理事会に委ねる旨、前回理事会で決定された。そこでこの件につき、慎重に審議した結果、上記の各小委員会は昨年末でひとまず解散とし、本理事会をもって、再発足するものとする。委員の構成、主査の人選などは、これまでの小委員会メンバーで相談のうえ、次回理事会に提案することとした。（理事会報告 文責：山田幸正・前野まさる）



Intangible Heritage をめぐる討論
— 2002年のイコモス総会に向けて

大河 直躬

(12月16日のシンポジウムでは、下記の要旨をお配りして報告を行いました。Information誌から与えられたページ数に相当しますので、そのまま載せていただくことにしました。)

1. 討論の現在までの状況

2002年にアフリカのジンバブエで開催されるイコモス総会の科学シンポジウムの主題は〈Intangible Heritage〉です。その準備のための国際的な討論が既に始まっており、5月までの状況を、〈Japan ICOMOS Information 4-11〉に紹介しました。その後〈ICOMOS News 2000-2〉に、Dawson Munjeri (Vice President) と Jean-Louis Luxen (Secretary General) の論文が発表され、この主題の持つ現代的意味がさらに明らかになるとともに、主題そのものの理解に、論者によって大きな相違があることも明らかになりました。

2. これまでに提出された主要な論点

a. Intangible Value : オーストラリアの Marilyn Truscott の論文は〈Intangible Values as Heritage in Australia〉と題されています。その背景に、オーストラリアが多文化社会であり、それぞれの文化グループに属する人々が伝統的な Intangible Value を強かに維持しているという事情があります。特に強調されているのは〈Heritage places with intangible values〉の存在で、エアーズ・ロック

を含むウルル、カタ・ジュタが代表例とされています。1999年改訂のバラ憲章前文が次のように述べているのが注目されます。

These revisions recognise that a strong community involvement is essential to good heritage conservation and ensure that heritage conservation in Australia is not restricted to experts.

b. Memory : カナダの Dinu Bumbaru の〈Tangible and Intangible — the obligation and desire to remember〉は、最初に Intangible Heritage という主題はすべての社会に重要性を持つものであるとし、次のように述べます。Yet, our African colleagues help us to appreciate how much this theme is indeed common and relevant to all societies. Built heritage and sites in which we invest so much effort to preserve are after all, the vessels for cultural values, an intangible heritage.

そして我々が探究すべき Intangible Dimension の例として、次の三つを挙げています。その第一は The sacred、すなわち多くのモニュメント等を創り出した精神的なもので、氏は次のように問い掛けます。Can we remain exclusively technical, or look at state of the masonry or the style of one building ?

二番目は、The trade (手職・技能) が危機に瀕していることを指摘し、その対応策の一つとして日本の人間国宝を紹介しています。三番目は Memory で、現代社会では記憶が短くなることを指摘し、今年のイコモス・カナダの総会は〈Matter and Memory〉を主題に開かれると予告しています。

c. The building technique rooted in tradition : フィンランドの Anna Nurmi-Nielsen の論文は〈The Intangible Heritage of Northern Europe〉と題され、ログ・ハウスを建てる技術は千年にわたって、この地域に住むために欠かせない技術で、住居だけでなく、教会・鐘楼のようなモニュメンタルな建築にも使われたことを説明し、最後に次のように述べています。

I believe we need these skills not only restoring our historic buildings, but also in maintaining our own identity.

3. 〈intangible heritage〉か、〈the intangible dimension of built heritage〉か

2は、Intangible Heritage という主題に関する、個別の優れた論点や視点というべきものですが、この主題の意味の解釈の対立は、現代における歴史的遺産の保存のより根本的な問題を含んでいると思います。

次回総会の主題は、本来は〈intangible heritage〉あるいは〈the interim title "Place, Memory and Meaning: Valuing intangibles" だったようです。それを〈intangible dimension of heritage〉、あるいは〈The intangible dimension of monuments and sites〉と解釈 (もしくは言い換え) したのは Jean-Louis Luxen で、その根拠を次のように述べています (ICOMOS NEWS Vol.9, No.3)。

Rather, let us make sure that we consider the intangible heritage in its relation to the tangible heritage, the monuments and sites, which are our field of study and activity. また、Luxen はイコモスの Web site に載せた長い論文に、彼のいう Intangible ref-

erences の具体例や案を多く提出しています。

しかしこの主題の解釈の枠組みは、Luxen 個人の提案と考えられます。先の Truscott の Intangible Value の考え方や、Bumbaru が提出した Memory の問題は、そのような枠組みに納まるものとは思えません。

ジムバブエの Dawson Munjeri は、〈Intangible heritage〉という主題が〈the intangible dimension of built heritage〉に変えられたことを、巧妙な詭弁 (a syllogism par excellence) だと厳しく批判しています。Munjeri の考えは、次の文に最もよく表わされていると思います。

The tangible can only be interpreted through the intangible and not vice versa.

4. 日本の「無形文化財」および「式年造替」との関係

日本の文化財保護法が、無形文化財 (いわゆる人間国宝) と無形民俗文化財の指定保存のユニークな制度を含むこと、文化財の保存のために必要な技術の選定保存も行っていることは、最近では世界的に知られるようになりました。それらにも関係するものとして、ユネスコの 1997 年の総会で「人類の口承遺産の傑作」の宣言の決定が採択され、今年から「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」が実行に移される予定です。

伊勢神宮の式年造替制度も、以前は西欧ではレプリカだと誤解されましたが、最近ではモノ自体としては保存されないが、長い年月にわたり歴史的遺産を保存してきた好例として評価されるようになりました。

これらのうち、今回の Intangible

Heritage という主題に主に関係するのは、「無形文化財」ではなく、式年造替制度だと私は思います。このような歴史的遺産の伝え方は、中世までの神社では一般的でしたし、現在でも伊勢神宮以外の神社で行っている例があります。また日本以外にも、アジアにはそれに似た例があります (中国貴州省の鼓楼)。これらについての正確な情報を世界に提供することが必要でしょう。

5. なぜ Intangible Heritage が問題となるのか—その時代的背景

Intangible Heritage という主題が提起された背景には、現代 (1980 年代後半以降) における歴史的遺産の保存をめぐる社会状況の、世界的な大きな変化があります。その主なものは下記の 4 点でしょう。

a. 保存対象の多様化。古代・中世の遺跡と建物を主とするものから、町並み・近代産業遺産・複合遺産等を含むものに変化し、また国家的価値と並んで、共同体にとっての価値が重視されるようになった。

b. 発展途上国と少数民族の歴史的意識が高まり、彼らによる自主的な歴史的遺産の保存が始まった。

c. 20 世紀は、多数の Negative Heritage (負の遺産) を生み出した。その保存では、モノ自体の保存だけでなく、なぜ、どう記憶するのかという問いや、記憶する努力との緊密な関係が要求される。

d. 観光開発や都市再開発において、歴史的遺産の巧妙な取り込みが始まった。世界遺産の一部においてもその地域の元からの住民の排除や、貧富の差異の拡大が目立つようになった。

6. Intangible Heritage という主題の多様な受け取り方

この主題の討論は始まったばかりですが、イコモス会員それぞれの専門分野や活動領域によって、その受け取り方にかなりの差異があると思います。例えば、原爆トームの保存計画に関係されている方は、原爆についての記憶を残すことを、まず intangible な課題の例と考えられるでしょう。一方、原始時代の遺跡の保存に関係しておられる方は、既に中断されている記憶よりも、それぞれの遺構や遺物の含む meaning に関心を持たれるのではないのでしょうか。しかしそのようないろんな差異が存在するにせよ、この主題は Bumbaru の言うように、すべての社会と専門分野に共通する重要性を持つと、私は思います。

また私は、この主題は歴史的遺産の保存という活動領域の境界を越えて、現代社会で新たな問題になっている末期医療・生命科学・民族紛争などの問題とも、関係を持つようになるだろうという予感がします。

例えば、Truscott が提示している〈intangible value〉の概念は、保存の分野では目新しいものですが、他のいくつかの分野では、既存の価値概念とは異なる価値が求められる場合に使われるようになっています。

Munjeri はアフリカの the slave route について〈there is no physical direct evidence of slavery〉と記しています。物的証拠に恵まれた先進国の巡礼路などの遺産に比べて、植民地化や被支配の記憶が、現代世界で一般に忘却されやすい状況に追い込まれていることにも、私たちは注意すべきでしょう。

♣



無形文化財と Intangible Heritage

西村 幸夫

現在イコモスのジンバブエ総会に向けてIntangible Heritageの議論が各地でなされているが、無形文化財というユニークな文化財のカテゴリーを有する我が国としては、この機会に日頃情報発信が少ないという状況を脱却して、非西欧文化のリーダーのひとりとして、積極的な議論を展開していくことは重要であると考えます。対外的な情報発信に際しては、足もとを固める必要がある。そのためにも無形文化財とIntangible Heritageと無形文化財の異同について議論を深め、明確に認識しておく必要がある。

文化財保護法にいう無形文化財は「演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」（法2条2項）と定義されている。「我が国にとって」とある点が特徴的で、universal valueではなく、国家的観点から評価し、かつ国による保護と運動している点に特徴がある。また、運用上は芸術性への傾斜が著しいことにも特色がある。1959年に策定された指定認定基準においても「古典芸能と伝統美術工芸の制作技術」と規定されており、同じ無形の文化財であっても、我が国古来の文化とは無縁の西欧音楽などは対象とはなっていないのである。また、建築技術など、有形の文化財に結実されるものは有形の側で対象とし、その網から抜け落ちるものを無形の文化財という範疇で救済しようとしている意図が読みとれる。

また、民俗文化財との異同も明らかにしなければならない。

民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能並びに衣服、器具、家屋その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものとされ、この中には家屋をはじめとする有形の物件も多数含まれているが、ここでポイントとなるのは「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」であるという点である。すなわち、生活の推移という尺度がアプリアリに与えられているのである。これは世界遺産のいうuniversal valueとは明らかに異質である。

これはむしろ、現在ユネスコがリスト化を進めている「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」との関連が深いといえよう。これは「共同体の、伝統に基づいた創造物の総体」とされ、世界文化遺産が普遍的価値を目指しているのに対して、初めから共同体の価値に基準の軸足を置いており、Intangible Heritageの議論にも新たな局面をもたらすものであるといえるだろう。「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」はその定義をさらに続けて、「団体又は個人によって表現され、かつ、共同の期待が、その文化的・社会的な同一性を反映する限りにおいてその共同体の期待に応えるものと認識されるものである。その形態はなかならず、言語、文学、舞踊、遊戯、神話、儀礼、習慣、手工芸、建築及びその他の技芸である。これらの他に、伝統的な情報伝達の形式が考慮される」としている。言語や文学などこれまでの文化遺産の概念を大きく越える枠組みが提起されているのである。Intangible Heritageの議論は大きなチャレ

ンジを受けているのだ。

一方、従来の世界遺産の枠組みの中でも、Intangible Heritageにまで手を伸ばして、地域的な不均衡を改善しようという努力は続いている。1994年の第18回世界遺産委員会で採択されたグローバル・ストラテジーによると、遺産登録の不均衡を是正し、遺産の多様化を推進するために、「もの」から広範囲な文化的表現へと、登録遺産の対象を拡大しようとしている。また、1999年には、「世界遺産一覧表における不均衡是正の方法と手段に関する決議」が世界遺産委員会締約国総会において採択され、多様な文化的表現への傾斜に拍車がかかっている現状である。

イコモスにおいては、やや図式化しているという、Intangible Heritageを不動産文化財の根底に存在する文化的メッセージと考え、「文化の文脈のなかで理解、評価」（ナラドキュメント第11節）することが重要であるとする穏健派と、すべての文化財の価値は背後にあるIntangible Heritageに依存するのであるから、現象としての不動産文化財はそのひとつのあらわれにすぎないとする急進派のふたつの思想が並立している。とりわけアジア・アフリカをはじめとする新世界からのメンバーに急進的な意見が多いようである。日本における無形文化財の存在が急進派の論拠のひとつにもあげられかねない状況であるが、評価の視点や価値付けのありかたなど基本的な点で両者には差異があり、両者を混同するような議論は慎重に避けなければならない。そのうえで冷静にIntangible Heritageの我が国における意味を考えなければならない。

かなり急進派に属するオーストラリアでは有名なブラチャーター（1981年）

益田 兼房

1 日本の文化財保護法での「有形文化財」の定義は、建造物や絵画彫刻などの美術工芸品、つまり1897年（明治30）に成立した古社寺保存法が保護対象にした分野を指している。また、「無形文化財」は戦後の1950年（昭和25）に成立した文化財保護法が初めて取り上げた分野であり、その定義は、「演劇、音楽、工芸技術その他無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」とし、これらを高度に体現できる者（保持者）をいわゆる人間国宝として指定し保護する制度となっている。一方、いま世界遺産（条約上の定義では、建造物、町並み集落、史跡名勝等の3種類の不動産文化財が文化遺産）との関連で先進国イコモスに関心を持っているのは、地球上の文化の多様性の保護と関連して、アボリジニーやサーメなどの土着の原住民の居住地域について、一定の広がりをもつ土地や集落の文化的景観と関連して、土着の伝統的地域社会が保持してきた文化の総体である。日本の文化財保護法で規定する文化財分野でこれに相当するものを考えるとすれば、1975年（昭和50）改正で追加された「伝統的建造物群保存地区」と「民俗文化財」が重なったような存在に近いものを指していると考えられる。すなわち、伝統的町並み集落と周辺環境を中心に、そこでの風俗習慣や民俗芸能など無形なものは当然として、それらに必要な有形なもの、すなわち衣

であり、その点においては革新的な意味を有している。また、少なくともこの視点には穏健派も急進派も同意できるだろう。迂遠ではあるがIntangible Heritageの議論もここを出発点にしなければならないだろう。

また、我が国の無形文化財の議論も、同様にナラドキュメントの思想を参考にして有形の表現と同一の平面からもう一度議論する必要があるかもしれない。ただし国との距離感から文化財の価値をはかろうとする姿勢は我が国の無形文化財には一貫した姿勢であるので、これをナラドキュメントばりの同質空間で評価することはただちには困難だろう。

むしろユネスコの「傑作の宣言」が今後地歩を固めていくとすると、これと世界文化遺産のなかのIntangibleな資産との関係が微妙になってくるのではないだろうか。♣

において、守るべき対象として場所(place)をあげ、保存の目的は「場所の文化的意義を保持するか、もしくは回復することにある。個々には場所の安全確保、メンテナンス、未来に対する備えが含まなければならない」（第2条）とされている。つまり、オーストラリアの考え方では「場所」という表現の中に初めから無形の文化的インプリケーションを前提としているのである。有形なるものは無形なるもの（すなわち土地の文化的意義）との関係において初めて成立しているのである。

ナラドキュメントは第7節において「すべての文化と社会は、それぞれの遺産を構成する有形又は無形の表現の固有の形式と手法に根ざしており、それらは尊重されなければならない」とうたっている。微温的な表現ではあるが、ここには有形の表現と無形の表現を同一平面で語るという姿勢が明白





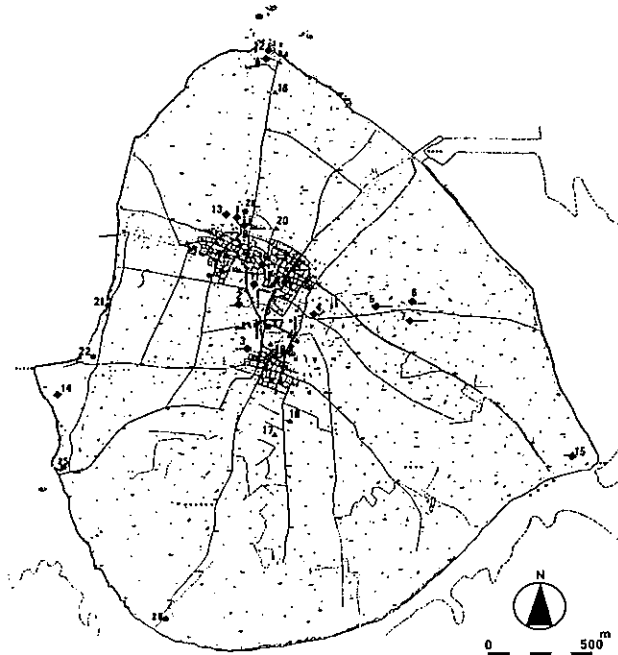
食住に用いられる衣服・装身具・道具類等、信仰に用いられる祭祀具・呪術用具・社祠等、民俗芸能や娯楽遊技に用いられる衣装や舞台等も含まれる。さらには、周辺自然環境やこれらの土着の民俗的なものをつくる技術や材料供給のしくみなど、伝統的な生活の一切も含まれよう。

ここでは「日本の有形文化財における無形的価値」について、伝統的な町並み集落において無形の文化要素がどんな価値を持つか、具体的には現在調査中の沖縄県竹富島での事例によって、考えてみたい。

2 2000年12月に「琉球王国のグスク及び関連遺産等」が世界遺産登録されたが、1992年段階でユネスコ提出の文化遺産暫定目録10件のうちこれを入れたのは、国際社会に対して日本の文化的多様性を示し、さらにそれを尊重する日本の姿勢を提示しようとしたからであった。このなかで無形的要素としては、沖縄でグスクとよぶ15世紀以来の城郭遺跡には宗教的な場としての性格があり、琉球王府の宗教的権威の維持に不可欠な斎場御嶽(王府を支える最高位の女性シャーマンが代替わりをするときの儀式を行う聖なる場所、セーファーウタキ)がふくまれており、登録に当たっては世界文化遺産の評価基準vi(宗教や無形的要素の価値)での評価が加えられている。

3 沖縄県竹富島は、琉球王府の時代以後、近代の戦災や人為的な破壊にあつておらず、伝統的な文化のあり方が全体として極めてよく残っている。その文化財としての保護も現在、有形的遺産と無形的遺産の両方を対象としており、1977年の「種ね取り祭」の

番号	お祭り名	祭神名	番号	お祭り名	祭神名
1	延喜祭	天の神	16	村合祭	火の守り神
2	神祭	天の神	17	島西祭	島西の神
3	小枝本祭	天の神	18	宇徳祭	島西の神
4	国神祭	国の平和の守り神	19	城山祭	河原の神
5	久間祭	山林の神	20	ジュウラムイ祭	子孫繁栄の神
6	花城祭	海の神	21	ニータン	世継の元の神
7	波利野祭	海の神	22	梧つスイお祭	ニータン神の体みち
8	美崎祭	海上平安の神	23	東バイブーンお祭	島西の神
9	窪守祭	火の神と農耕の神	24	白金お祭	斎場御嶽
10	西郷祭	島の守りと豊作の神	25	豊作お祭	斎場御嶽
11	月明祭	風送りの神	26	アランお祭	仲所お祭の発祥地
12	腰泊お祭	船と船の守り神	27	アールマイお祭	動物と火の神
13	真知お祭	霊感の神	28	牛のお祭	牛馬の守り神
14	西美崎お祭	海の生物の神			
15	東美崎お祭	海とイセの神			



◆沖縄県竹富島の御嶽(ウタキ)の分布

重要無形民俗文化財指定のあと、1987年にはこの祭りの行われる3集落が重要伝統的建造物群保存地区に選定された。島では地域住民が一致結束して伝統文化を守ろうと、1986年には「竹富島保存憲章」を制定し、竹富町歴史的景観形成地区保存条例を制定して、島の中心部分に位置する集落は伝統的建造物群保存地区に指定、その周囲は島全体さらに周辺の珊瑚礁リーフ全体も含めて歴史的景観保存地区に指定している。つまり、地域住民、町役場、県、国の各段階を挙げて、島の文化の有形無形をあわせた全体を環境としても保護する仕組みとなっている。

4 竹富島の無形的な文化価値を代表している有形的な文化財は、御嶽

(ウタキ)と呼ばれる聖なる場所である。ウタキは、大きな岩や樹木の生える白砂で清められた最も聖なる場所を最奥に、そこへ隣接する小さな砂の広場、拝所と呼ばれる小さな四阿風の建物、そこに至る参道などからなり、さらに全体が森で囲まれている場合が多い。平成12年度から始めた調査の結果では、この島には現在ウタキが28あり、これらは大きく分けて3種類の異なる性格に分類できる。すなわち、島全体の共同行事を行う主要な4ウタキ、3つの各集落の出自に関わる6ウタキ、脇役的またはこれらのウタキの子供的な役割があるとされる18のウタキである。これらを所在位置で分けると、それぞれ3集落の内部、周縁部、さらに島の外周部や海岸、と同心円的な分布をしており、それらが祭りの行列などをする中心

から外に向かう幾筋かの道によって放射状につながっている。3種類のウタキは、それぞれ偉人の墓地等史跡、12世紀以来の各時期の集落跡地、6つの部族の渡来伝説地などの意味を持ち、毎年定期的に行う祭祀活動は集落の移動統合を含む島の歴史の学習、記憶の追体験などを地域社会として集団的におこなうことにほかならない。ウタキの祭祀は、文字を持たなかったこの島の住民が歴史を共有し伝承するのに不可欠な方法であり、集落の道やウタキなどの有形の文化的遺産は、無形の「おこない」によって意味を与えられている。

5 ウタキでの祭祀とその運営は、「公民館」組織が独特な役割を演じる。公民館は、一種の自主的統治機関として、島の議会の機能と一定の行政的な執行部の機能を持ち、かつ祭政一致の性格を持って重要で公共性の高い15のウタキの祭祀に関わる。一方、女性のシャーマンである神司は6つの旧部族一門に関わるウタキごとに選出されるが、全てのウタキでの祈願や夜籠もりなどの活動を行い、多くは公民館役員と共同して祭祀を運営する。島には毎月のように定例化した祭祀行事があり、それぞれの関係住民の参加が欠かせない。例えばその年間最大行事である「種ね取り祭」は豊作を祈願するもので、毎年11月下旬に1週間以上かけて行われる。島の全住民が東京大阪石垣方面からの帰省者も含め、仕事や商売は休んで祭祀や伝芸の奉納に集中する。これらの行事は毎日厳格な手順で進行するが、老人から子供まで含めて、70あまりの歌と踊りが行事のなかで披露される。住民はそれらができないと一人前とは

見なされず、5才程度の子供達も伝芸の人前での披露が楽しくて仕方がないようを見ると、ここでは伝統的な地域社会が健全に機能していることがわかり、沖縄文化の典型的なあり方を見る感じがする。

6 沖縄のウタキは、本来は祈りと遊びの場所（PLACE OF PRAY AND PLAY）であり、文化的遺産としての聖なる空間といえよう。それらが密度濃く分布する竹富島全体を文化的遺産としてみると、その有形の側面としては、ウタキの場、森、拝所、塚、住居、屋敷、参詣道、集落、島自体があげられようし、無形の側面としては、ウタキでの祭祀、祈りの言葉、歌、踊り、神祭りでの行列行進、日常の伝統的諸慣習全体が挙げられよう。これらは個々独立してあるのではなく、全体の意味体系の中で位置づけられ、相互に関係づけられている。竹富島では、「有形文化財における無形的価値」は、その無形的価値があることで有形的な価値が完全となるという、緊密な関係が成立している。

7 しかし、現在、沖縄全体を見ると、この聖なる空間としてのウタキは、存続の危機にある地域が少なくない。明治維新以後、琉球王府の消滅による神司の体系の断片化に始まり、皇民化政策、戦争破壊、米軍の占領、基地経済など、近代化の各段階で脅かされて来た。とくに本島地域では、地域社会の変貌や神司の継承の困難化からウタキの荒廃が進行し、現在では格好の公共事業用地とみなされたりして、森を削り取ってコンクリートの公園にするなどの建設事業が特に近年急速に進んでいる。これに対して地域の歴史研

究家などにより、祭祀に替わる記憶の共有化のための作業として、ムラ史の記述運動やガマ（鍾乳洞窟）の保存等の努力がなされてはいるが、ウタキの有効な保護対策とはなっていない。

一方、竹富島の場合は、戦後まもなくから地域研究者等が活動して、保護対策が早くから意図的に行われてきた。地域社会を存続させ、本土の観光開発資本への抵抗を地域社会全体での保存の合意形成でくい止め、竹富島保存憲章を制定するなど、各段階で近代化へのしなやかな対応を重ねてきたことが、ウタキを含む伝統文化の保護に成功した理由であろう。ゆっくりとした時間という観念が、多くの記憶を形成する上で不可欠であり、外の文化が運んでくる早い時間速度という観念への抵抗こそが重要、という島のリーダーの言葉は、問題の深さと大きさを感じさせる。変化のなかで残らないものもあろうが、残しおおせたものこそ、有形無形を問わず価値があると住民が考え選択した文化遺産なのであろう。

8 現行の、いわば19世紀的に専門分化した学問体系の反映としてのジャンル別の文化財の保護制度が、どこまで沖縄での急速な社会変化の状況に対応しきれているかとなると、おぼつかない。最も近い概念とみられる伝統的建造物群保存地区と民俗文化財について、その構成や運用方法をより豊かになる方向で再検討し、文化人類学や社会学の方法も取り入れた総合的な保護施策をつくるのが、現在の日本がこの新しい課題について対応しうる現実的な方法ではなからうかと考えられる。♣



報
告

韓国イコモス主催

「世界遺産に係るモニタリング・ワークショップ」に出席して

下間 久美子

(1) ワークショップの概要

平成12年(2000年)12月9日、大韓民国(韓国)全羅南道和順郡光州市で、“Monitoring Workshop of World Heritage”が開催された。これはICOMOS-Koreaが全羅南道及び韓国ユネスコ国内委員会の助成ならびに、民族文化推進会(Cultural Properties Administration)の後援を受けて主催したものである。和順の支石墓(Hwasun Dolmen sites)が平成12年12月にユネスコ世界遺産リストに登録されたことを記念し、遺跡の今後の保存に向けて関係者や地元住民の保護意識の向上を促すことを狙いとしたワークショップである。全羅南道庁舎の別館ホールを会場として行なわれ、全羅南道、和順郡、光州市の文化財専門職員や地元住民等150人余りが出席した。

ワークショップの内容は資料1の通りである。

資料1・世界遺産に係るモニタリング・ワークショップの内容

- 世界遺産に係るモニタリング・ワークショップ(2000年12月9日、光州市)
- (1) 開会
 - (2) 和順の支石墓の概要ならびに今後の保存と管理に向けた提案
Dr. LEE Young Moon (Professor, Mokpo University)
 - (3) 日本における文化財保護の取り組み
 - 3-1. 所有者に対する法的な規制と優遇措置
 - 3-2. 木造の文化財建造物を扱う保存修理技術者の養成
Dr. SHIMOTSUMA Kumiko (Associate Specialist for Cultural Properties, Agency for Cultural Affairs, Government of Japan / Member of Japan ICOMOS)
 - (4) 文化財の保存・管理へのGISの活用
Dr. SUNG Hyo Hyun (Associate Professor, Ewha Womans University)
Dr. RII Hae Un (Professor, Dongguk University / Secretary General of Korea ICOMOS)
 - (5) 文化財の保護に係る先端技術とモニタリングの方法論
Dr. SUH Man Cheol (Professor, Kongju University / Member of Korea ICOMOS)
 - (6) 世界遺産の概要と韓国の世界遺産の保存と管理について
Mr. HUH Kwon (Director of Cultural Unit, Korean National Commission for UNESCO / Executive Member of Korea ICOMOS)

(1)開会

(2)和順の支石墓の概要ならびに今後の保存と管理に向けた提案

Dr. LEE Young Moon (Professor, Mokpo University)

(3)日本における文化財保護の取り組み

3-1. 所有者に対する法的な規制と優遇措置

3-2. 木造の文化財建造物を扱う保存修理技術者の養成

Dr. SHIMOTSUMA Kumiko (Associate Specialist for Cultural Properties, Architecture Division, Agency for Cultural Affairs, Government of Japan / Member of Japan ICOMOS)

(4)文化財の保存・管理へのGISの活用

Dr. SUNG Hyo Hyun (Associate Professor, Ewha Womans University)

Dr. RII Hae Un (Professor, Dongguk University / Secretary General of

Korea ICOMOS)

(5)文化財の保護に係る先端技術とモニタリングの方法論

Dr. SUH Man Cheol (Professor, Kongju University / Member of Korea ICOMOS)

(6)世界遺産の概要と韓国の世界遺産の保存と管理について

Mr. HUH Kwon (Director of Cultural Unit, Korean National Commission for UNESCO / Executive member of Korea ICOMOS)

(2) 和順の支石墓とモニタリング

第24回世界遺産委員会(平成12年11月27日~12月2日、オーストラリア・ケアンズ市)では、韓国から推薦された文化遺産2件が新たに世界遺産リストに記載された。「The Kyongju Historic Areas(慶州の歴史地区)」と「The Koch' ang, Hwasun, and Kanghai Dolmen sites(高敞、和順、江華の支石墓)」である。

The Koch' ang, Hwasun, and Kanghai Dolmen sites(高敞、和順、江華の支石墓)では、高敞の支石墓が8.38ha、江華の支石墓が12.27haの面積を有し、これと比べて和順の支石墓は31haと最も規模が大きい。和順の支石墓には、孝山里支石墓群(Hyosan-ri dolmens)に158基、大薪里支石墓群(Taeshin-ri dolmens)に129基、合計で287基の支石墓(紀



和順の史石墓
(出典：Evaluation of Cultural Properties 2000, ICOMOS)

元前5～6世紀頃の築造)が含まれると推定される。広範な遺産構成地に多様な形式の支石墓が密集して分布し、100～200トン台の大きな支石墓が多数含まれ、築造過程を示す採石場が支石墓と共に残る点が、和順の支石墓の特徴である。

広範囲な土地に散在する遺跡を効率的、体系的、科学的にどのように管理していくかが、和順の支石墓をモニタリングする上での大きな課題と捉えられよう。関係者の話では、行政関係者、専門家、地元住民等から成る委員会を組織して、モニタリングを実施することが検討されているという。

(3) 韓国人学識経験者及び政府関係者によるプレゼンテーション

上記、ワークショップでは先ず、和順の支石墓の発見に大きな貢献をした Mokpo大学のLEE Young Moon教授が、遺産の特徴や価値の説明及び、今後の整備・活用方針の提案を行った。整備・活用方針案は概ね次の内容を含む。

☆ 物理的破壊からの保護

☆ 遺跡周辺における耕作や墓地建設による破壊からの保護(韓国では現在でも土葬が行われ、一人につき一つの墓をつくる慣習が継承されている。墓地建設が遺跡破壊の大きな要因となっている。)

☆ 重要な支石墓の指定ならびに活用の推進

☆ 遺跡の公園化ならびに遺跡や遺跡関連資料を展示する空間の整備

☆ 支石墓専門の博物館や研究センターの設立

また、Dongguk Universityの RII Hae Un教授(韓国イコモス事務局長)と Ewha Womans Universityの

SUNG Hyo Hyun教授からは、GIS (Geographic Information System) に関する基本的な紹介がなされ、広い地域に散在する支石墓群のシステムティックな管理にGISを活用することが提案された。

Kongju Universityの SUH Man Cheol教授は、保存科学的見地から和順の支石墓の保護に対して考察を加え、韓国ユネスコ国内委員会事務局で文化ユニットの主任を務める HUH Kwon氏は世界遺産条約の説明ならびに良好に管理されている世界遺産の保護事例の紹介等を行い、今後の取り組みに対する出席者のイメージを膨らませた。

(4) 日本の事例の紹介

日本イコモスに対し、RII Hae Un教授(韓国イコモス事務局長)からは当初より、次の2つのトピックを中心に日本の事例を紹介してほしいとの依頼があった。一点目は文化財所有者に対する法的規制と優遇措置であり、二点目は木造の文化財建造物を扱う保存修理技術者の養成である。

当日は、以下の構成で約2時間のプレゼンテーションを行った(詳細については別に日本イコモス会長及び事務局に提出)。

(1)はじめに(プレゼンテーションの目的)

(2)日本における文化財建造物保護の現状と課題

(3) 重要文化財建造物の管理

3-1 文化財保護法による重要文化財建造物の管理の主体者

3-2 重要文化財建造物の管理に係る助成措置

- ・指定文化財管理費国庫補助金
- ・防災施設事業、緊急防災施設強化事業、環境保全事業

3-3 重要文化財建造物の管理に係る届出義務

- ・き損届

(4)重要文化財建造物の修理

4-1 重要文化財の修理とその経費に対する助成措置

- ・保存修理事業

4-2 重要文化財建造物の修理に係る届出義務

- ・現状変更および保存に影響を及ぼす行為の承認申請

- ・修理届け

4-3 保存修理に伴う復元的な現状変更

(5)文化財建造物所有者のための税制上の優遇措置

(6) 今後の課題

6-1 所有者等が抱える問題

6-2 所有者間の連携の強化

- ・(社)全国国宝重要文化財所有者連盟

- ・全国重文民家の集い

- ・全国近代化遺産活用連絡協議会

6-3 文化財保護に関わるシステムの再検討(楡皮の供給体制を事例に)

6-4 文化財保護に係る基準や方法の明確化

6-5 文化財の保存に係る基礎的知識の普及

- ・国庫補助事業による重要文化財建造物の保存修理事業に従事することができる主任技術者の育成

- ・技術者育成の課題:文化財建造物の取り扱いに関する基礎的な知識の普及

(7) まとめ(所有者等による主体的な



管理、修理のための環境づくりに貢献する世界遺産のモニタリング)

プレゼンテーションの前半(上記(1)~(5))では、我が国の文化財保護法及びその関連法制度の概要を説明し、後半(上記(6))で所有者の視点に立って法制度の課題を整理した。制度とその運用だけではなく、課題とその背景をあわせて整理したことにより、予想以上の関心を会場から得ることができた。また、行政に携わる方々や韓国イコモスの会員等からは、主任技術者育成のカリキュラムについて大きな評価を受けた。

技術者の育成に関し、日本国内では現在、基礎的知識をもって所有者を身近に支援できる人材の養成とその技術認定が課題にあがっている。より専門的な位置づけにある主任技術者については、従来の分野におさまらない多種多様な重要文化財建造物が増加する中で、近代の建造物への対応、構造補強、活用の重視等に絡む幅広い知識と総合的な判断力の習得等が求められている。

このような中で、文化庁における日常業務においては“技術者の育成”に関する問題面ばかりを見がちであった。しかし、韓国の文化財関係者に指摘されることで、高い専門能力によって守られてきた日本の歴史的な木造建造物の価値を再認識することができ、個人的に得るところが大きかったと感じている。

(5) 韓国の文化財関係者との会話を通して

今回の韓国訪問に際しては、韓国ユネスコ国内委員会事務局のスタッフや韓国イコモスの会員から色々な話を

うかがうことができた。

韓国ユネスコ国内委員会事務局は、以前は約120名のスタッフを抱えていたという。数年前にIMFの勧告を受けて政府組織のリストラクションが行なわれた際に定員が削減され、現在は約80名である。しかし、依然として世界最大規模のユネスコ国内委員会事務局と言えよう。ソウルの都心部にビルを有し、民間への賃貸料が活動の大きな財源となっている。政府予算の占める割合は小さく、文部省(Ministry of Education)の一部局とはいいながら非常にユニークな位置づけにあるという。

韓国では、文化財保護に関係する事柄は民族文化推進会(Cultural Properties Administration)が行っており、これは文化観光省(Ministry of Culture and Tourism)の外局としての扱いである。韓国ユネスコ国内委員会事務局の文化ユニットと民族文化推進会は、今回のワークショップの開催のように協力関係は築いているものの、日常的にはそれぞれ独立した取り組みを行っている。

韓国全体の経済の立て直しの中で文化行政のプライオリティは依然として低いものの、金大中大統領は歴代の大統領と比べて文化行政に理解が厚く、これまでよりは良い環境にあるという。世界遺産に関しても国内での関心が高まっている様子が伺えた。韓国ユネスコ国内委員会事務局・文化ユニットでは主任のMr. HUH Kwonを中心に国際会議の韓国誘致等に積極的に取り組んでおり、2001会計年度には、ユネスコやイクロム等の後援を受けて、モニタリング(Monitoring)、保存科学(Conservation Science)、文化的観光(Cultural Tourism)の3つ

の国際ワークショップを行う予定である。

(6) おわりに

40時間に満たない短い滞在であったが、ワークショップへの出席、和順の支石墓の訪問、韓国文化財関係者との意見交換等、極めて有意義な韓国訪問であった。中でも最も印象的だったのは、韓国イコモスの国内における活躍である。政府と強い協力関係を築きながら国内における文化財保護に大きく貢献している様子が伺えた。その背景には、韓国ユネスコ国内委員会事務局職員であり韓国イコモスの幹部会員であるMr. HUH Kwonが、Dr. RII Hae Un(韓国イコモス事務局長)と良好な協力関係を築き、政府とイコモスとの橋渡し役になっていることがうかがえる。また、韓国イコモスの会員の方々からは、韓国の文化財保護の水準を高め、国際社会の中での位置づけを築いていきたいという大きな志が感じられた。

若く、規模の小さな組織に見られる「勢い」と「結束力」と言えるのかもしれないが、今回お会いした韓国イコモスの方々の実直な姿勢に気持ちが洗われた思いである。韓国イコモスの今後の発展を心から願い、この報告を閉じたい。

最後になるが、このワークショップへの参加を薦めて下さった石井昭・前イコモス会長ならびに益田兼房・芸大教授に、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。♣



ワークショップの様子

事務局日誌

(2000年12月1日～2001年3月31日)



2000年

- 12/6 US/ICOMOSより、2001年のInternational Summer Intern Programの案内書および募集要項を受領。
- 12/8 US/ICOMOSより、Newsletter No.5 September - October 2000を受領。
- 12/8 [JAPAN ICOMOS INFORMATION]4期13号を発行、会員諸氏に送付。
- 12/16 日本イコモス国内委員会2000年第6回拡大理事会開催(於学会館11:00-12:30)
- 12/16 日本イコモス国内委員会2000年次総会開催(於学会館1:00-3:30)
- 12/16 日本イコモス国内委員会「年次総会記念シンポジウム」開催(於学会館4:00-7:00)
- 12/18 Sri LankaのRoland Silva氏より、Directory 1999を受領。
- 12/22 イコモス本部(パリ)より、ICOMOS News Vol.10 No.3 December 2000を受領。
- 12/25 イコモス本部より、日本イコモス国内委員会所属2000年次会員名簿のコピーおよびそれに基づいた会員カードを受領。
- 12/26 日本イコモス新事務局(文化財保存計画協会・恵比寿)にて、新旧委員長・新旧事務局担当理事および関係者数名で、事務引継ぎに関する打ち合わせを行う。
- 12/27 UNESCOより、The World Heritage Newsletter No.27 May-August、No.28 September-October 2000を受領。
- 12/28 ICOMOS委員長 Michael Petzet氏より、<Heritage@Risk 2000—ICOMOS World Report on Monuments and Sites in Danger—>(英・仏)を受領。

2001年

- 1/11～事務局移転のため、資料等を文化財工学研究所(高田馬場)から、文化財保存計画協会(恵比寿)に順次送付し、新事務局を開設。
- 1/25 日本イコモス国内委員会名誉会長・関野克先生ご逝去。ご葬儀は2月10日に護国寺の桂昌殿にて、飯田善四郎葬儀委員長によってとり行われた。
- 2/3 日本イコモス国内委員会2001年次第1回拡大理事会開催(於学会館1:30-4:30)
- 2/17 第4回「海外における文化遺産の調査と保存に関する円卓会議」(主催:建築歴史・意匠委員会東洋建築史小委員会、共催:日本イコモス国内委員会)を建築会館3階会議室にて開催。
- 2/21 3月半ばに奈良のACCUで開催のシンポジウムで講演するためにDr. Corpas氏(Navarra政府の要人)が来日するので、その折日本イコモスと交流の機会を得たい、とのメールをICOMOS-Spainの委員長Maria Rosa氏より受領。国際専門分化委員会(Cultural corridors)の杉尾邦江氏および石井昭前委員長が対応された。
- 3/1 ICOMOSおよびICOMの本部(いずれもパリ)より、“Save the Cultural Heritage of Afghanistan Appeal by ICOMOS and ICOM”が、また国内外の各方面よりアフガニスタンの遺跡破壊に抵抗するアピール文のメールを受領。
- 3/5 イコモス本部から受領した会員カードおよび2001年次会費納入のお願いを会員諸氏に送付(ただし、2000年・2001年2月に入会された諸氏には、本部からカードを受領し次第送付の予定)。
- 3/6 日本イコモス国内委員会顧問の稲垣栄三先生ご逝去。ご葬儀は3月14日谷中の天王寺にて行われた。
- 3/19 全国町並み保存連盟より、昨年10月に日南市で開催された「第23回全国町並みゼミ日南大会」のレポートを受領。

日本イコモス国内委員会・理事会 JAPAN-ICOMOS EXECUTIVE BOARD

President 委員長	前野 まさる	Masaru MAENO	
Trustees 理事	稲葉 信子	Nobuko INABA	
	上野 邦一	Kunikazu UENO	
	岡田 保良	Yasuyoshi OKADA	
	杉尾伸太郎	Shintaro SUGIO	
	田中 哲雄	Testuo TANAKA	
	田原 幸夫	Yukio TAHARA	
	日高健一郎	Kenichiro HIDAKA	
	藤本 強	Tsuyoshi FUJIMOTO	
	益田 兼房	Kanefusa MASUDA	
	町田 彰	Akira MACHIDA	
	松本 修自	Shuji MATSUMOTO	
	宮川 朝一	Asaichi MIYAGAWA	
	宗田 好史	Yoshifumi MUNETA	
	矢野 和之	Kazuyuki YANO	
	山田 幸正	Yukimasa YAMADA	
	吉田 鋼市	Koichi YOSHIDA	
	Auditors 監事	石澤 良昭	Yoshiaki ISHIZAWA
		木原 啓吉	Keikichi KIHARA
	Advisors 顧問	石井 昭	Akira ISHII
		伊藤 延男	Nobuo ITO
坪井 清足		Kiyotari TSUBOI	
Chiefs 主査	小委員会		
	益田 兼房	Kanefusa MASUDA	
	羽生 修二	Shuji HANYU	
	日高健一郎	Kenichiro HIDAKA	
	宗田 好史	Yoshifumi MUNETA	

国際諮問委員会参加者 REPRESENTATIVES TO INTERNATIONAL COMMITTEES

Executive Committee	西村 幸夫	Yukio NISHIMURA
Advisory Committee	前野 まさる	Masaru MAENO
Specialized Committee on:		
Archaeological Management	小野 昭	Akira ONO
	岸本 雅敏	Masatoshi KISHIMOTO
Structures	日高健一郎	Kenichiro HIDAKA
	坂本 功	Isao SAKAMOTO
	西澤 英和	Hidekazu NISHIZAWA
Historic Towns and Villages	福川 裕一	Yuichi FUKUKAWA
	上野 邦一	Kunikazu UENO
Underwater Cultural Heritage	荒木 伸介	Shinsuke ARAKI
Training	稲葉 信子	Nobuko INABA
	工楽 善通	Yoshimichi KURAKU
Historic Gardens and Sites	杉尾伸太郎	Shintaro SUGIO
	本中 眞	Makoto MOTONAKA
Vernacular Architecture	前野 まさる	Masaru MAENO
	大河 直躬	Naomi OKAWA
Wood	村上 裕道	Yasumichi MURAKAMI
	伊藤 延男	Nobuo ITO
	松本 修自	Shuji MATSUMOTO
	渡辺 保弘	Yasuhiro WATANABE
Earthen Structures	岡田 保良	Yasuyoshi OKADA
Cultural Tourism	宗田 好史	Yoshifumi MUNETA
	石井 昭	Akira ISHII
Legal Issues	河野 俊行	Toshiyuki KONO
Photogrammetry	西村 康	Yasushi NISHIMURA
Cultural Corridors	杉尾 邦江	Kunie SUGIO
Stone	西浦 忠輝	Tadateru NISHIJURA
Risk Preparedness	益田 兼房	Kanefusa MASUDA



JAPAN ICOMOS INFORMATION

Vol.5, No.1 28 APR 2001

日本イコモス国内委員会 委員長 前野まさる

事務局 担当理事 矢野和之 編集 山田幸正

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西1-9-6 アストウルビル3階

株式会社 文化財保存計画協会 気付

JAPAN-ICOMOS OFFICE

c/o Planning Institute for the Conservation of Cultural Properties
Asutouru Bldg.,1-9-6, Ebisu-nishi, Shibuyaku, Tokyo 150-0021, Japan

Tel&Fax .03-5728-1621 e-mail jpicomos@kb4.so-net.ne.jp